

平成24年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

平成24年3月6日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

1番 小 畑 傳 君

2番 滝 波 登喜男 君

3番 金 元 直 栄 君

4番 齋 藤 則 男 君

5番 長 岡 千恵子 君

6番 原 田 武 紀 君

7番 川 治 孝 行 君

8番 川 崎 直 文 君

9番 多 田 憲 治 君

10番 上 坂 久 則 君

11番 長谷川 治 人 君

13番 松 川 正 樹 君

14番 渡 邊 善 春 君

15番 伊 藤 博 夫 君

16番 上 田 誠 君

17番 酒 井 要 君

18番 河 合 永 充 君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
副町	長	田中博次君
教育	長	青山慶行君
消防	長	中村勘太郎君
総務課	長	布目洋一君
企画財政課	長	小林良一君
会計課	長	立花紀子君
監理課	長	南部顕浩君
税務課	長	山田和郎君
住民生活課	長	市岡栄二君
環境課	長	勝見隆一君
福祉保健課	長	岡本栄一君
子育て支援課	長	伊藤悦子君
農林課長事務代理		河合淳一君
商工観光課	長	酒井圭治君
建設課	長	山下誠君
上水道課	長	山本清美君
下水道課	長	清水満君
健康福祉施設整備室	長	山田幸稔君
永平寺支所	長	椀山勇君
上志比支所	長	茶谷重敏君
学校教育課	長	末永正見君
生涯学習課	長	長谷川伸君

6 会議のために出席した職員

議会事務局	長	南部辰夫君
書	記	山田孝明君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（河合永充君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

各議員におかれましてはご参集をいただき、ここに8日目の議事が開会できますこと心から厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（河合永充君） それでは、議事に入ります。

日程第1、きのうに引き続き一般質問を続行します。

15番、伊藤君の質問を許します。

15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 私はきのうを予定していたわけでございますけれども、きょう1番ということでさわやかな気持ちで一般質問をさせていただきます。

私の質問でございますけれども、総合振興計画に基づく中期財政計画による3年間の実施計画についてでございます。

ちょっと説明をさせていただきますけれども、永平寺町の根本となる指針であります平成20年2月に策定されました10年間、これ29年までですね。総合振興計画により、これも基本構想とか基本計画でございます。前年度までは中期財政計画、これ平成20年から24年までということで、そして実施計画ですか、これは20年から23年までの3年間でございます——に基づき収支バランスのとれた予算を組んでこられたとっております。このことについては、平成23年度法律第35号による地方自治法の改正で同法から市町村の基本構想に関する規定が削除されたことは十分に認識をしております。

これまで何人かの同僚議員が、基本構想に基づく中期財政計画や、また平成21年度以降のローリング式の実施計画を早急に策定するよう一般質問等で指摘をしてこられました。ようやく今回、3月定例議会前の全員協議会において、5年間の中期財政計画と3年間の実施計画、事務事業等の内容が明らかにされ説明を

受けたところでございます。

そこで、平成24年度から平成26年度までの実施計画の中から幾つかの質問をしたいと思います。

まず初めに、第2章に上がっております「健やかに育ち、心豊かな人づくりをめざして」ということで、学校教育の充実、これは15番目に上がっていると思いますけれども、専任講師の配置でございます。

このことについては、町単独で芸術の教師配置、上志比中学と永平寺中学に平成24年度の予算といたしまして117万ですか、音楽技術授業の講師謝礼ということで上がっておりますけれども、実施計画の中には単年度となっております。なぜ25年、26年を上げていなかったのかご質問をいたします。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

この事業は、平成24年度におきまして、上志比中学校の生徒数が減になり学級数が減ることから教員の配置数が減になり、音楽及び美術の教師において専任の教師が配置できないことから町で講師をお願いするものでございます。また、永平寺中学校におきましても美術の講師が配置できないことから、美術の講師の配置をお願いするものでございます。

平成25年度以降の実施につきましては、県教育委員会の教師の配置の状況を見ながら、町の単独事業が必要かどうかという見きわめをしながら判断をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 現在の松岡中学はどのようになっておるんですかね。一つ質問をいたします。現在はこういう配置になっているんですか。

○議長（河合永充君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） 松岡中学校では、音楽の教員及び美術の教員は配置できるものとなっております。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 永平寺町全体を見ますとやっぱり、この間の浅見トンネルなんかでもそういう発表する場というんですか、そういうことができているということはやっぱり生徒の励みにもなりますんで、そういった美術的なこともどんどん進めていっていただきたいと思います。

続きまして、第4節にございます生涯スポーツの振興ということでマラソン大会ですか、これは25年度と26年度と2年間継続してやっているんですけども、なぜことしはしなかったかご質問をしたいと思います。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） お答えさせていただきます。

マラソン大会が地域の活性化につながるように検討を進めておりますが、幾つかの大きな課題をクリアしなければなりません。

1つ目の課題といたしまして、永平寺町内の住民のだれもが参加しやすく関心を持ってもらえるようなコースの設定、会場設営、競技運営をするため、フルマラソンは行わず、5キロ、10キロ、ハーフと参加しやすい距離を模索中でございます。

2つ目といたしまして、永平寺町内の主要道を中心としたコースを走路として検討しております。主要道を走路として使用するとなりますと県警察や県土木並びに国土交通省との協議を行い、許可を得ることが絶対条件となります。

3つ目といたしまして、マラソン大会を開催する場合、会場の設定も重要になります。2,000人程度の参加者を考えますと、1,000台以上の駐車場の確保や集合場所、スタート、ゴール位置も重要になってまいります。そこで、平成24年度においては条件をクリアするための準備年度として、また他の市町が開催しているマラソン大会を視察、体験いたしまして参考にできるところは取り込み、永平寺町が目指す大会として他市町のマラソン大会にない永平寺町の特徴を生かした大会を前提に検討しまして、平成25年度に向けてぜひ開催したいと考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 私の要望ですけれども、人里離れたところを走らせるのでなしに、やっぱり旧道とかそういう人が応援できるような企画もひとつ、全町民がマラソンに参加する気持ちでできるようなマラソンの企画、そういうものをつくったらどうかなと私は思っているところでございます。

続きまして、第3章でございますけれども「安心して暮らせるまちづくりをめざして」ということで、防災体制の強化ということで消防指令センター整備事業が25年に上がっていると思います。

デジタル無線への移行とあわせ指令装置の整備を行うということで、消防指令

センターが平成25年度の整備事業に指令装置の整備として計上されているが、私、議員たちは2月15日に大野市の消防署を視察をしたところでございます。本町の指令室を見まして、それと比べますと非常にひどくおくられているんですね。そういう出動体制に何分間の時間が費やされるというんですか、そういったこともわかりましたし、この大野の消防署を見ますと司令室のデジタルですか、それが火災が報知受けますとすぐ現場を示しますし、すぐパソコンで打ち上がった図面が出てくるようなところを見てきました。

それよりもまだすぐれた司令室があるということでございますけれども、署長、どういうふうな装置でございますかね。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 指令装置についてのご質問でございますが、消防指令業務とは、住民からの119番通報を受け付け、火災や救急救助などの災害種別、発生場所を決定し、出動隊を編成し、指令所と音声により出動指令を行う一連の業務を言います。

この業務は消防指令システムによりすべてコンピュータ化されており、携帯電話を含めた通報する電話の位置が自動的に地図に表示されることにより即座に発生場所を特定、また最寄りの署所に出動命令を迅速に行うことにより時間の短縮、また最短距離で確実な現場までの到着を実現する装置でございます。この装置は、発信地表示、また出動車両管理、ナビゲーションが積載されている車両への現場指示、また気象等の管理、救急病院等の管理、その他災害記録保存等も加能であり、経費及び規模に合わせて整備が可能となっておりますところでございます。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 実施計画においては、平成25年度のみ計画しているんですけれども、中期財政計画においては平成25年度から平成27年度まで1億7,900万と概算事業費が計上されております。その整合性はどのようになっておりますか。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 25年から27年度までの1億7,900万円の概算事業費の計上されております整合性でございますけれども、永平寺町総合振興計画の実施計画において実施年度が平成25年度となっておりますのは、これは平成24年度、25年度、26年度の3年間のローリング方式で計上しておりますことから平成25年度において実施設計の計画となっております。また、中期財政

計画では平成24年度から28年までの5年間を計上しております。この事業計画の平成27年度に本工事を予定しているということでございます。

いろいろなこういう計画が今きちんと示されたところでございますので、この時期、27年度に着工できるかなというようなことで計画をさせていただいているところでございます。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 消防指令センターについてはこの程度で置きますけど、後から消防体制のほうでまた質問させていただきます。

今度は、本庁舎の耐震補強工事でございますけれども、平成24年度から平成26年度3年間の実施計画の概算事業費は1億8,200万円となっております。今年度、平成24年度の予算ですか、本庁耐震補強工事等実施設計の業務委託料が620万のみしか上がっておりません。これ、きのう、ある議員に説明はお聞きしたんですけれども、「災害活動の防災拠点に指定されております本庁舎の補強工事及び老朽化した空調設備の更新やエレベーターを設置するためリフレッシュ工事の実施を行い、防災に強いまちづくりを図ります」としております。

業務委託料620万は計上されているが、耐震補強工事の予算計上はなぜしなかったのかお伺いをいたします。

○議長（河合永充君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 平成24年度予算におきまして耐震工事の実施設計及びリフレッシュ工事の実施設計を620万計上させていただきました。

これにつきましては、まず24年度に実施設計をして、それから25年度以降に耐震工事及びリフレッシュ工事を、今議員さん仰せのとおりエレベーターの設置と個別空調設備の設置工事というふうに考えております。そのため本年度は実施設計のみの予算計上とさせていただきます。

以上です。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 本庁舎のリフレッシュ工事ですか、これ3年間で6,600万円が計上されております。どの程度の工事となるのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 今も申しましたとおり、リフレッシュ工事につきましては、エレベーターの設置、それと個別の空調機器をつけるということで、それだ

けの工事という形になっております。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 議会といたしましてですけれども、この間、永平寺町議会が全国表彰を受けたように議会も活発的な運営をしております。そういった意味からも、今後、記者とか傍聴席とかそういうふうなものもぜひとも拡張をしていただきたいと思いますので、ぜひともそういったことも工面していただきまして、ここがいいかどこがいいかはわかりませんが、今後全国的にも見本となるような、議会を見学するには永平寺町やというような、そういうふうな議会にしてみたいと思います。私の個人としての意見はそう思っていますので、そのときに、リフレッシュのときにそういったこともひとつ考えていただきたいと思います。

続きまして、第2節でございますけれども、消防救急体制の強化ということでございます。

この事業につきましては、合併前の平成6年3月に吉田地区消防組合から議員発議により取り組んでまいりましたが、ようやく大震災やテロによる災害に備え福井県が広域化を進める中、災害活動時の初動体制や有事の際の現場到着時間等を、まあ素人にはわからない点がたくさんございます。消防としては、消防のプロとして消防署長を初め全職員を挙げて町民の財産、生命を守るということで強い信念を持って、町長や議会、そして町民に進言していただき、この計画が安全で安心な永平寺町の火災・救急・救助活動または署員の体制は万全だと言えるような取り組みをしていただきたいと思います。

そこでお伺いをいたしたいと思います。

消防庁舎統合整備事業でございますけれども、平成25年度、平成26年度、統廃合による庁舎整備でございますけれども、改築費を除く車庫整備費1億100万円が計上されております。永平寺支所が4月1日より廃止となると聞いておりますけれども、消防庁舎統合整備事業は平成25年度計画となっている。どうして今年度から廃止になるのかご説明をお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 永平寺分署がどうして今年度から廃止されるのかというご質問でございますが、昨日も長谷川議員様にもご説明申し上げましたとおり、業務と高度化と住民が求めるニーズが高くなっておりますことから現在の永平寺分署の2名体制を見直し、新しい消防体制を構築するものでございます。



以上です。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君）きのう、長谷川議員も質問の中で地域住民には納得いくような説明をお願いしますということで、3月ですか、議会が終わったら説明会を開くということでございますけれども、そういったことで永平寺地区の議員も5人ほどおりますけれども、地域で何か聞かれたらはっきりと言えるような、そういう説明が欲しいのと、やっぱり住民にも知らせていかないけないのではないかと思しますので、これは長谷川議員の言うとおりました説明会を開いていただきたいと思えます。

平成25年度と26年度の整備計画の説明というんですか、そういうふうなものがあったら説明をお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君）平成25年度、26年度の整備計画についてということでございますけれども、消防救急デジタル無線化の伝播調査で基地局を中心部に置くことが大きな焦点となってまいりますので、整備計画の消防救急デジタル無線化事業につきましては、平成25年度に実施設計、26年度から27年度にかけて本工事に着手、また消防庁舎の統合及び消防指令センターの整備につきましてもともに平成25年度基本設計、また26年度実施設計、本工事へと計画をしておるところでございます。

平成28年度の消防救急デジタル無線化の運用開始に向け議会と相談し、町民のご意見もお聞きしながら柔軟な形で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君）ここの今、今後3年間ですか、本当に町民が安心して暮らせるまちということで消防体制の強化ということですか、そういったことが重要だと思しますので、消防は消防のプロとして全町民が安心して暮らせるようなまちづくりに努めていっていただきたいと思えます。

続きまして、消防団車庫統合整備でございます。

これ24から25年度ということで2年間上がっております団の車庫整備でございます永平寺北地区消防施設新築工事でございますけれども、平成24年度予算といたしまして880万を計上されておりますけれども、平成24年度から2

5年度にかけて消防団車庫統合整備ということで、どことどこが統合し整備されているのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 平成24年度から25年度にかけての消防団車庫統合整備として、どことどこが統合して整備されるのかというご質問でございますが、消防の車庫の統合につきましては、平成20年度から車両統合とあわせまして1分団に1車庫、ポンプ車と積載車各1台ずつを配備する計画を進めております。

特に従来から永平寺地区におきましては、おおむねそれぞれの区に車庫が設置されているものを、松岡、上志比地区等の均衡をとるために順次25年度以降は中地区、南地区車庫の統合を進めており、今年度の当初予算で3分団、浄法寺、北地区にこの計画をさせていただいたところでございます。その場所につきましては、北地区の改善センター北側に設置をする計画でおります。中期財政計画のとおり建設する計画となっておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） また車両、統合整備ということで、これも20年から26年の3年間になっているわけでございますけれども、団の車両整備ということで24年度は1,800万ですか、これは北地区で買うことになっていると思えますけれども、平成24年度から26年度にかけて団車両統合整備としているが、どことどこが整備対象となっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 24年から26年にかけての団車両統合整備としてどことどこがということでございますが、団車両につきましては、今ほど述べましたとおり、平成24年度に3分団ポンプ車、鳴鹿分団に今備えてあるポンプ車両を25年度に更新させていただきまして、25年度以降は先ほど述べましたとおり、車庫の統合と併用しながら老朽化または必要な車両を整備更新してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） ありがとうございます。

一応消防につきましては、これで終わらせていただきます。

次に、第5章でございますけれども「にぎわいのある活力豊かなまちづくりをめざして」ということで、第2節に農林業・内水面漁業の充実ということで、こ

れ8番目ですか、産地水産業強化支援事業ということで、平成25年度に九頭竜川中部漁業協同組合による稚アユの育成と放流のための施設整備を図るとしております。

平成25年度の実施計画において中部漁業協同組合が稚アユ育成のための施設整備としているが、計画の内容はどのようなものか。また、要望があったのかお伺いをしたいと思います。

○議長（河合永充君） 農林課長事務代理。

○農林課長事務代理（河合淳一君） お答えさせていただきます。

九頭竜川中部漁協組合は、現在、天然のアユの遡上が年々減少している中、毎年11トン、140万尾程度を放流しておりますが、そのほとんどが福井県内水面総合センターや県外からの購入となっております。

計画しています産地水産業強化支援事業は、水産業の発展と水産物の安定供給を図るため、所得の向上を目指し、資源を増大させる取り組みを農林水産省の水産庁への公募により支援する事業でございます。現在、事業主体であります当組合が必要とする放流数量の3分の1となる約50万尾のアユの中間育成のための施設を整備して海産系の稚アユの育成と放流により天然アユの遡上効果を促し、ふくいアユの増産とブランド化を図ることを目的としております。

施設の概要につきましては、ハード面の整備工事費としまして、管理棟、鉄骨造1階建て建屋1棟を、広さ613平米の中に鉄筋コンクリート造の水槽御池615立米と揚水施設、井戸1カ所、水中ポンプ2台を整備する計画をしております。また、ソフト面としまして、アユの生産資源状況の分析のための調査を一式計画しております。

予算につきましては総事業費1億3,260万円で、財源につきましては、ハード事業1億3,020万円、国2分の1、県5分の1、組合10分の3、またソフト事業240万円につきましては、国2分の1、組合2分の1となっており、うち組合の自己資金は4,460万円必要と見積もりをしております。

今回の事業推進のためには施設で使用する井戸水の確保が非常に重要となっており、良質の地下水のほかに、特に水温が13度以上や水量が毎分2.5トン程度必要とする厳しい調査条件があり、一方また利用した地下水の排水先を含め周辺住民の生活環境に配慮した事前調査が必要となっております。さらに建設用地の決定には、地権者、地元関係者等への地区説明や用地交渉、関係機関への事前協議が必要であります。

当組合の漁区には、九頭竜川を中心とし稚アユや雑魚、ヤマメ、イワナ等の放流が行われ自然の遡上がある河川が多数あり、毎年5万人以上の太公望が訪れております。

今後とも、福井県内水面総合センターの指導のもと、本町の自然環境の保全と内水面漁業の振興を図るため事業推進の支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 中部漁業と十分に協議しながら、ちょっと聞くとおこころによりますと組合の中でもいろいろ賛否両論があると聞いておりますので、十分にそういったところも見ながら進めていっていただきたいと思っております。

また、そのほかに私のところもちょっと旅館をしておりますので釣り客に聞きますと、九頭竜川自体がもう砂利というんですか、大きな玉石がないものですかからお客さんが来ても釣れないと言うんですね。アユ自体がないのか、それもそれですけども、自然のアユ、天然アユですか、それが育たないというんですかね。砂利が細かくなっているというのか、上のほうから大きな玉石が流れてこないというふうなこともございますので、そういったことも十分に町としても研究をしていただきたいと思っております。

そういったことも建設所ですか、そういうのを県のほうにまたお願いをして、そういうふうな稚アユを育てるんでなしに、現実、そういう釣り客の釣れない状況もちょっと把握をしながら、やっぱり九頭竜川を観光の目玉としているんですから、そういった意味からも十分にそういったことに明るくなっていきたいと思っております。

続きまして、観光の振興ということでございます。

地域振興施設整備事業ということで道の駅関連整備でございますけれども、計画予定の中には年度は入っていませんけれども、項目には上がっております。ドライバーの休憩サービスの機能の充実と地域の振興を図ることを目的に道路管理者が整備し、永平寺町の文化、歴史、名所、特産物などの情報発信の拠点づくりを推進するということが上がっております。

実施計画の項目については上がっているものの予定年度には計上されておられません、どのような条件があればこの道の駅の整備ができるのか。また、地域の要望があったのかないのか。町として今後拠点として推進するとしていますが、どのような計画を立てているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供並びに地域の振興に大きく寄与することを目的に、道路の沿線に駐車場やトイレなどの休憩機能、道路情報や地域に関する情報を発信する情報発信機能、地域交流を促進する地域の連携機能の3つの機能をあわせ持つ施設でございます。

町といたしましては、特産品などの販売による地域の活性化、観光の広域化に対する拠点づくり、交流の促進によるにぎわいを創出するために必要な施設であると考えております。道の駅の整備には、道の駅としての空白地帯であること、観光振興の拠点となることが条件でございます。永平寺町は広域観光の拠点として適地であると考えております。

地域の要望につきましては、昨年、地元の上志比地区から道の駅を誘致し地元の活性化を図ってほしいとの要望書が提出されております。また、情報発信機能といたしましては、道路情報や町の観光、特産物、各種イベント情報や九頭竜川の釣り情報など地域の特色を生かした情報を発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 私も商工会の会議に行ったときですか、西川知事に、商工会の副会長さんですか、そういう道の駅をつくるような話が持ち上がったときに「それもいいことやな。考えておかなあかん」ということは聞いております。

そういったことから、あそこの上志比というところは勝山、ちょうど雪が深いところですね。やっぱり大型のトレーラーとか、またそういう観光客のとか、そういったことでもチェーンの脱着ですか、そういうふうなこともできるような施設になれば、あそこ行けばとまってタイヤをかえたりチェーンをかえたりというふうな、それが道の駅の第一の目的だと思います。物を売ることが目的ではないと思いますので、そういったことも十分に考えながら進めていただきたいと思います。

そういったことで、また何人かの同僚議員から道の駅について質問があると思いますので、この程度で終わらせていただきます。

議会といたしましては、総合振興計画については、今回の定例議会において地方自治法第96条第2項に議会の議決すべき事件として上程をいたしますが、今後、中期財政計画や実施計画について議会と理事者は二元代表制の採用から自主

的に職務を行うということで、財政や事業等を町民との議会報告会やら町民と語る会等を通して対話、議論をし、議会内へ持ち帰り審議し、開かれた議会、行動する議会、提案する議会を基本として町民の意見に沿った計画内容になるよう先進的な議会運営にしていきたいと思いますので、来年からは、検証、評価、見直し等を含め3年間のローリング方式による実施計画の報告をお願いしたいと思います。

これを持ちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 次に、17番、酒井君の質問を許します。

17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 私のほうから通告2点ございます。

1点は国道416号線沿いの景観についてと、障害者の就労支援が必要と思うが、この2点につきまして質問をしていきたいと思っております。

まず、416号線沿いの景観について。

実は昨年12月1日より景観条例が実施されました。先般、25日の「日刊福井」の新聞ですか、町景観審議会の10名の委嘱状が町長から手渡されたと。良好な景観を守り育て次の世代に引き継ぐため着実に進めてほしいという町長の談話も発表されました。

私はその景観につきまして、北島、飯島地区にあります、前は白峰というレストランがございました。今はもう廃業しその跡形もなく、大変ごみ投棄、不法投棄の場になっていると。

先般もちょっと私あこへ行きましたら、看板は上がっています。「不法投棄禁止。福井保健センター、上志比村、松岡警察署」、大分古い看板ですね。横のほうに永平寺町の看板も小さく出ていました。看板出せば出すほど何かしらごみを投棄するような気がします。裏手へ回りましたら、建材物がいっぱい捨てられている。白峰の家屋はもう倒壊してばたばた。そういうものを見まして、私自身は前々からこれはやっぱり問題にせないかなというときと考えました。

地元の人に、あそこの三角はどういう方が持ち主かということを知りましたら、「私のところは10坪ほどあって固定資産税も払っている。ほかはちょっとわからないんだ」と、こんなことを言っていました。町として調べたことはありますか。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいまの物件でございますが、その土地につきましては所有者はございません。以前は土地改良の中で持ち主がおられたんですけども、現在は無地番で所有者なしでございます。建物につきましては、栃原の地区の方が所有されております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） あの土地は、飯島、轟と北島区での土地改良で、恐らく土地改良区の土地になっているんじゃないか。地元の人もあんまりわからないんですね。

そういうことを考えて、あの持ち物、栃原地区の人の持ち物ですわね。撤去できないんだらうかと、こんなことを私自身思うんですね。

あの三角に地蔵さんが立っています。公衆電話ボックス、それから自動販売機が2台、この自動販売機2台もどなたの所持か私どもわかりません。コカ・コーラか自動販売機業者が設置してあるんですから調べればわかると思いますけれども。やっぱり不法投棄、永平寺町の住民だけじゃないんですね。奥越からも通勤で通ってきます。看板がありますから昼の明るいうちは捨てない。暗くなったときにあの白峰の裏側のほうに捨てていくと、そういう状況。これは今の白峰の持ち主、今2代目になるんですけども、もう再起する能力はないように近所の者から聞きました。

そういったことであの建物をずっと見ますと、土地も堤防の傾斜面を利用して石を並べ、そしてそこに土を入れ高くして、斜面ですからその土地で白峰という建物が建っていたと。こういうことで放置されていますから、今、雑木林、竹の林、非常に醜いと。

こういったことで町として景観条例に照らし合わせてどうしようとしているのか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） お答えさせていただきます。

まず永平寺町では、景観計画や景観条例の制定など景観行政を推進する上での土台づくりに取り組んできたところでございます。永平寺町の景観計画では、良好な景観の形成のために建築等の行為を制限する基準として景観形成基準を定めております。また、昨年12月に永平寺町景観条例を施行し、建築等の行為が景観形成基準に適合するよう義務づけております。

このように、これから建築等の行為がなされる場合については、景観形成基準に適合し良好な景観に資することが必要としておりますが、条例施行前に建設された既存の建築等につきましては制限の対象外となっております。

しかしながら、既存の建築物等が良好な景観を阻害することも問題でありますので、景観条例第11条第2項に特定景観計画区域、重点的に景観形成を図る区域でございますが、それらの区域におきまして建築物等が景観計画に適合しないと認めるときは、その所有者に対し必要な措置を講ずるよう助言し、または指導することができるかと規定してあるところでございます。

今後、特定景観計画区域として指定した区域におきまして良好な景観を著しく阻害するような既存建築物等につきましては、所有者等に対し、助言、指導の対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 今の旧白峰の所有者、これははっきりしています。これはそこから辺の条例に、今課長おっしゃったのは全般的なことだと思いますけど、個別に見ますとやっぱり、北島区のある人の話では、町として調べて何とかしてほしいという意見があります。それを踏まえて町としても動いていただけないか、そんな感じを持ちます。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 今酒井議員がご指摘の物件、土地、建物等でございますが、これは諸般の事情があると伺っております。再度、状況を十分把握した上で、関係機関、また弁護士等にも相談しながら適切な対応に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） せっかく景観条例という条例があって、一日も早くあの景観を何とか。九頭竜川の流れの風景とマッチしない状況がありますわね。これは今、上志比地区から通勤なさっている課長は皆さんご存じだと思います。実際にあそこにとまって中に踏み込んでみると本当にすごい。これをほうっておいたら当然ごみの不法投棄、それからやっぱりあそこに自動販売機があること自体も、民家の軒の下にあるならまだしも、ああいったところに自動販売機があることも何か不自然な状況だと思います。そこら辺どうですか。



○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） その辺につきましても、自動販売機もございます。

いろいろと所有者等も調べましたが、今のところわかっておりません。

という中で、私どもも、これ先ほど申し上げましたが、十分調べまして、調査をいたしまして対応してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（河合永充君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 大変風光明媚な永平寺町、そういうことから見ますと大変汚く、奥越のほうに行く観光バス、もういろんな方があの場所を通ります。

それと、ふだんの日、どういう状況で使われているかという、これは、その使い方が悪いんじゃないです。中部縦貫自動車道の工事のダンプ、昼休みに五、六台あそこにとまってお昼、昼食をしているんでしょうかね。あの場所で昼食するというのが悪いかいいじゃなくて、そういった利用をされること自体にも何かしら地元の人には違和感を感じているわけ。それは工事用のダンプですから許される面もあるかもしれんけれども、景観上は何かしらよろしくない。ふだん余りあそこへ通わない人はわかりませんが、私どもしょっちゅうあそこへ通っていますから、ダンプ、それから大型トレーラーが昼休みにとまっていたり、そういう状況が非常に見受けられます。

ですから、やっぱり一日も早くあの景観をきれいにしたなら、私ども永平寺地区のイメージが上がるような気がします。そういったところで早急をお願いしたいなど、こんな感じを持ちます。

特に白峰の壊れた材料はどうかわかりません。アスベストぐらい使われていたら、これはまた大変なことだと思います。そういったこともひとつぜひ調査をして早急な措置をぜひともお願いしたいと思います。

町長、そこら辺、一言何かありませんか。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今の場所ですけれども、今おっしゃるとおりであります。前の景観も非常に素晴らしいところですのでああいうところがあってはならないと思っておりますが、建物につきましても個人の建物だということでもありますので、そこへどういう形で行政が入るかということも十分研究いたしまして、弁護士とも相談しまして。

これまでもお話いろいろ聞いていますけれどもなかなか難しいところがあったということも聞いておりますので、確かにおっしゃるとおりですので、今後どう

できるかも含めて十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（河合永充君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） あそこをきれいにすれば、恐らく浄法寺、鷲ヶ岳等の景観というんですか、あそこから見たらまた別の非常にきれいな自然のものが見られると。

それと、例えばきれいにしておけば、アユ釣りさんあたりはやっぱり車をとめるのに大変苦慮をしているんですね。そのアユ釣りの方があそこで整然と車をとめてアユ釣りにいそしむという姿であれば大変結構なことですけれども、ああいう状態では本当にアユ釣りさんもあそこではとめようとしません。本当に不思議なくらい普通車はもうほとんどとまらないという状況ですので、ひとつぜひ、難しいことであろうかと思いますが、ぜひとも現在の状況を解決していただきたいと、こんな感じを持ちます。

特に景観となりますと、やっぱり永平寺町にも何か所かあろうかと思えます。何か私、県会議員に聞きましたら県で2,000カ所ぐらいあると、こんなことも言っていました。ですから早急にそういった手当てをひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、今、知的・精神障害者の通学支援を行っております。来年、再来年あたりですかね、高学年で中学を卒業するという子供さんが現在通学支援を受けていると。その親御さんたちにいろいろ聞きますと、やっぱり将来が不安だと、こんな話をするわけです。障害児者でも障害のある人でも永平寺町の町民であると、そんなことからやっぱり就労支援というんですか、そういったことも必要になってくる。現在、5人ほど他の市町にある施設に通っていると。その方らも「永平寺にあつたらいいね。永平寺町にあつたら安心して通わせるんだけれども」と、こんな声もありました。

特にNPOのスマイルハート、私、スマイルハートの理事には公人でなれませんので、参考人として理事会等でいろいろ発言を聞いておりますと、「こういう時代、大変難しいかもしれんけれども、あした、あさつてにできる問題じゃない。やっぱり3年、4年後には必ずそういう施設が欲しい」と。アンケートをとったのがあるんですけれども、それに基づいて言いますとそういった声が大きいと。あつたらいいなど。ですから、今後、町として当然就学支援はずっと続けなければなりません。高学年、卒業して後の問題が今大きくなるのしかかってくるような気がいたします。

そういったことで、その件について今後町としてどういう考えか教えていただきたいと、こう思います。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） お答えさせていただきます。

障害者の就労についてでございますが、障害の程度に応じて就労支援施設が異なっております。仮に就労支援施設を設けても障害者全体の就労を網羅することは非常に困難だと考えております。現在は、近隣の市の事業所にお願いをしております。定員制限でサービスができないということは伺っておりません。

それで、町では、事業所に通うための家族の方が送迎している世帯に対しまして単独で支援をしております。心身障害者通所通学助成事業、現在3名が利用をしております。月5,000円の支援をしております。また、障害が軽く自分で公共交通機関を利用できる方に対し2分の1の助成をしております。公共交通機関利用助成事業、現在10名の方が利用をしております。そういうことで就労しやすい環境づくりを現在は図っているところでございます。

また、最近の情報といたしまして、重度の障害を持つ保護者の方が、養護学校の先生、社協、町担当者と福井市内の社会福祉法人の資格を持った事業所の理事の方で永平寺町に持続可能な事業所、これは専門職がおりまして国、県の補助がもらえる給付費の対象となる事業所でございますが、設けられないかということで何回か話し合いが持たれております。保護者も事業所も積極的に取り組んでいる状況でございます、町としても大変今期待をしているところでございます。開設が見込まれば、町としても支援をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 一つの例かもしれませんが、福井県庁の前に喫茶店がございます。あそこの喫茶店で3名の方が働いている。知的精神の障害を持った方。そういったいろんなところで活躍する場をつくってあげることが必要だと思います。

この間、スマイルハートの理事会で、今町が考えている永平寺線の跡地問題、そういったところで何か施設ができたらいいなという話も出ていました。それは施設をつくるのが目的じゃなくてそういった場所が、工場とかいろんなところであいているところへそういったことで支援。特に仕事は、今こういう時代ですから大変難しいと思います。思いますけれども、やっぱり手がけておかないとだ

んだん日がたってしまう。

先般、議長と私と福井坂井の広域組合でごみの焼却場跡を見学した。そのときに刈谷市のごみ焼却場で何か選別を障害者の方にやってもらっていますという話を聞きました。

私は、障害者も永平寺町の住民ですので少しでもやっぱり手助けをお願いしたい。私どもはいつも知的精神障害の方とレクリエーション大会等で会いますけれども、見た目は障害かなという方もおります。実際は障害者ですけれども。だからそういった方に就労の機会を与えるのも一つの大きな援助になるかと思いますので、今後、今課長から答弁ありましたけれども、あした、あさってにできるんじゃない、早急、なるたけならここ3年ぐらいの間にそういった就労支援をできるような目標を持って行政としてやっていただきたいと、こんな感じを私は持ちます。

課長、また。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） 今、保護者の方とも十分そういうふうなことを、ご意見を伺いながら進めている段階ですので、今後よろしくお願ひしたいと思いません。

○議長（河合永充君） 17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 質問は以上で終わっていきますが、前向きな答弁をいただきましたんで。実際に本当にそういう就労する場所が欲しいというアンケートで見ますと、やっぱり高学年、5年生、6年生あたりの親御さんが非常に希望しているということをひとつ頭に置いて、支援のきっかけをぜひともつくっていただきたいと、かように思います。

私の質問は以上で終わっていきます。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

11時10分より再開いたします。

（午前11時02分 休憩）

---

（午前11時10分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、9番、多田君の質問を許します。

9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 9番、多田でございます。

合併して7年目を迎え、理事者の深いご理解と議員各位のご支援により待望の温泉施設建設の予算化が今議会で提案され、次のステップとして、これらの施設で町民の健康はもとより心のいやしと地域をいかに活性化させていくことが課題であり、足元を固めているところでございます。

さきに伊藤議員から事細かに質問されておりました中期財政計画、また総合振興実施計画の計画をにらみ質問をさせていただきます。

冒頭のあいさつでもお聞きしましたが、機能補償道路も理事者の絶大なるご尽力により25年開通を目指し事業が動き出したと答弁されており、これも町民の通勤時間、また地域、地区間の短縮に期待できるもので、「当町の上志比地区、永平寺北地区の人口増対策を」と題し、1点に絞って質問をさせていただきます。

常々町長の答弁に当町の人口の減少率は県下で鯖江市に次ぎ減少率が少ないと自負されておりますが、その足を引っ張るのが上志比地区、永平寺北地区であり、20年前の児童数を調べても、町内の7校の小学校で上志比小学校と志比北小学校だけが半分以下に減少していることは教育委員会もご承知かと存じます。特に永平寺地区については、地域住民の手厚いボランティアの皆さんで、でこんぼの森、栗園での校外活動、また地産での料理教室をケーブルテレビで拝見したことがあります。24年度は全校児童が40人と減少し、教育課程で体育また音楽等の科目では支障を来さないのか。また、将来の学校存続自体の疑問も感じます。

今回提出されたローリング方式、総合振興実施計画において、24年度から新規事業として住宅取得に対して子育て等の若者定住支援事業が予算化されております。上志比地区、また北地区にはどのような効果のある支援策か大変気になるところであります。

また、町長のかじ取りで経営収支比率も当町は5年前の92%から79%と県下17市町の2番目の健全財政と自負されておりますが、県内の市町におきましては残り少ない使用期限のついた合併特例債の発行額、また活用策が慌ただしく新聞等で報道されております。三位一体改革で国が打ち出したこの甘いあめの合併特例債も、その後、リーマンショックによる世界経済の減速、欧米の金融不安、円高、TPP問題、国民総意の東日本大震災復興財源、消費税の増税など、日本経済はこの今現在が大きく揺れ動いております。

当町においては、今後の日本経済の不安を予知し、合併特例債を地域振興資金として3年後の27年度より年3億ずつ積み立て総額9億4,000万円と、こ

れも今回提出の中期財政計画に記載されておりますが、一寸先どうなるかわからない経済不安の時期こそ早々に町の課題策に取り組むべきではないかと思いません。

将来、地域の発展のためどのような活用方法を考えているのか、若者定住支援事業の内容とあわせて担当課よりお聞きをします。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） お答えさせていただきます。

本町では、平成24年度から新たな定住促進の取り組みといたしまして若者定住促進支援事業を実施することといたしております。この事業は、町外から転入した方や町内で分家する方など、永平寺町に定住する意思を持つ若者が新たに住宅を購入、新築する場合に住宅取得に必要な経費及び子育てに係る経費の一部を助成するものでございます。

今まで本町では県内先駆け、子育て支援、教育支援、がん検診無料化、医療費支援といった町民の日常生活に密接にかかわる施策を行った結果、県内で2番目に人口の減少率が少ない町となっております。今回の定住促進支援事業は若者の定住促進に力点を置くもので、3年間の予定で実施することといたしております。

助成内容でございますが、上水道加入負担金、下水道受益者分担金また負担金は全額を助成いたします。住宅取得費につきましては、新築住宅は10万円、中古住宅は5万円を助成します。また、中学生以下の子供をお持ちの世帯につきましては、1人につき10万円を子育て経費として助成を考えております。なお、上志比地区、永平寺地区の志比北小学校につきましては子供の減少率が高いことから、定住促進地域といたしまして1人につき20万円に増額し、子育て経費としての助成を考えております。

しかしながら、この事業以上に若者が定住しやすい環境づくりを、町民みずからが各地区、各地域でそれぞれ魅力のある地域となるよう地域づくりに取り組んでいただければ町全体が活力ある魅力的なまちや地域となり、少しずつ若者に住んでもらえるようになるものと考えております。

また、合併特例債を活用した基金でございますが、後年度の元利償還金の7割が普通交付税へ算入される優位な起債を活用して積み立てをするものでございます。基金積み立てに当たりましては、総務省合併推進課長通知により基金の用途を条例に定め、新町建設計画、新まちづくり計画でございますが、それに位置づけられました事業に活用できるものとなっております。

また、中期財政計画では、平成27年度より積み立てを推計いたしておりますが、一定の範囲で取り崩した財源は、新町建設計画に基づく地域住民の連帯強化と地域振興等などの幅広い事業に活用する予定をしております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 合併して7年目を迎え、さらなる均衡あるまちの発展を望むためにも、福祉、子育て支援も含め骨太施策だけでなく、開発的打法も考え、せっかく住みやすい支援策を考えても、若者に住宅を建てる場所を与えなくてはますます人口の偏り町になってしまうのではないかと危惧されます。

合併後、町で造成した栗住波団地も理事者のご尽力により早々に完売されましたが、当団地の若い夫婦の皆さんは、子供の育成の環境と文教施設が集中し、この地に住居を決めたことに大変喜んでいることも耳にしました。

北地区では、校舎に多額の耐震工事の予算を投入し、行政自体が強く学校存続の意欲を示しているならば、本町の最課題でもある少子・高齢化による地域の過疎化を少しでも食いとめるためにも人口増による活性化対策と、また上志比地区では、22年度に作成した都市計画マスタープランにも図示されているように、文教施設の集中している山王駅、竹原駅の間に新駅設置も真剣に取り組み、前段の合併特例債には使用できませんが、Iターン、Uターンの居住対策を行政販売の安価に注視させ、両校周辺に若者がふえるハード的な予算措置いわゆる宅地造成を急ぐべきで、今回提出された28年度までの総合振興実施計画にも記載がなく、疑問を感じているところでございます。

担当部署の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 定住促進を促す上で宅地造成事業は有効な手段であります。宅地造成事業を行うには造成場所の適地としての用地確保と、それに伴う用地取得費用が大きな課題となっております。新たに宅地造成事業に取り組むには、地域からの適地の提供などを含め取りまとめていただくことが必要となっております。

今後、地域と行政がこのような連携をしながら推進していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 今のご答弁を聞きますと、地元である程度の用地を確保すれば宅地造成に町は取りかかるといふうな、ちょっと答弁を受けましたが、それでよろしいんですか。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） やはり定住促進に対する地域の盛り上がりを行政とも連携をしながらやらせていただきたいと。議員さんの仰せのとおり、やはり地域の中で適地の優良の農地の提供等も含めて地域の方々にご協力をいただきたいというように思っています。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 上志比地区も実はこの3月25日に上志比地区の振興連絡協議会の設立を考えております。また、そういう場でいろいろと今後地元と詰めまして、そういう上志比の活性化に町自体もひとつご協力をよろしくお願ひしたいと、このように思います。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、人口が減るお話などをいただきました。

特に上志比地区と永平寺の北地区が小学校の子供さんの数も減ってきております。申し上げますと、小学校の子供さんの数は、昨年とことしでは小学校8人減りますけれども、その中で上志比小学校は3人減ります。志比北小学校は4人減るといふことですので、それから中学校のほうは、上志比中学校は14人減るといふことですので中学校は非常に大きく減ることになっています。

今いろいろと、ことしもこの新しい定住促進の事業を始めるところですけれども、中身をよく見ますとやはり世帯は減っていないんです。若い人が出ていっていくことだと思っております。特に世帯数をこの5年間見ますと、上志比地区ではまだ栗住波がありましたんで7世帯ふえております。数字的には、平成19年には946世帯、ことし、23年度は953世帯になっておりまして7つふえておりますが、これは栗住波の宅地造成が効いているものと思っております。それから北地区のほうも世帯数は減っておりません。志比北地区は、19年度では257世帯、23年度では259ですから2世帯ふえているんです。そういう中で子供さんの学校が少なくなっていくというのは、恐らく若い人が出ていってしまうということだと思っております。

そういうことで、ことしの定住促進事業も一応3年間の時限的な制度にしまし



た。今後の様子を見たいと思ひまして、今のそういう中身なんかも十分また考えていけないかと思ひますし、そういうことも含めて3年間ということでの予定ですけれども、とにかく若い人とどめておくということが非常に大事だと思ひております。

昨年の国勢調査では、永平寺町が世帯率の増加が県内トップなんです。それはいろいろな要件があると思ひますけれども、やはり今、子育て支援とか教育とかそういうものが非常に県内では注目されております。いろいろと今、町内でも炉ばたトークとか若い人とお話し合いもいっぱいありますが、非常にそういうところで好評を得ておりまして、県内でも注目されていることが世帯数の増加になっているものと思ひております。

けやき台なんかもまだ100戸ぐらい建ちますし志比北もまだ相当、今400ぐらいですからまだまだ150ぐらいあると思ひますし、そういう地域もありますし、それから志比北のような、今申し上げましたようにこれから何とか6反ぐらいを確保して、そして20戸ぐらいそういう造成できないかということも今考えております。

それで地元に行つていろいろお話もさせていただいておりますが、基本的にはやはり地元のそういうお気持ちをいただくと町も非常に難しいところもありますので、そういうことも含めてこれから何とか若い人に住んでいただくように、教育とか子育て支援のそういう応援はもちろんですけれども、やはり今のような状況ですので永平寺町から町外へ出ないようにするということが大事ですし、町外から永平寺町へ来ていただくことも非常に大事だと思ひておりますので、地道な取り組みも非常に大事でありますので、今後十分にそういう人口が減らないように、若い人が住んでいただけるようなまちづくりを強化していきたいと思ひております。

○議長（河合永充君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 今、町長より本当にご丁寧な説明をどうもありがとうございました。

私たち上志比につきましても、やはり永平寺の南地区につきましても、けやき台のああいふ大きい集落で本当に児童数もまだふえている段階でございます。御陵小学校はもちろんですけれども、もう御陵につきましてもは半分以上、そういう倍にふえておりますので、私たち地域の議員としては宅地造成がやはり根本かなど、こういうふうなことを考えております。今後ともひとつ地域の活性化のた

めによろしくご尽力いただきますようお願いをいたします。

これをもって私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（河合永充君） 次に、3番、金元君の質問を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。

今回4つの質問を出しています。ただ、状況によっては、それが3つで終わるかもしれません。

私はいつも常によりよい町になってほしいという立場から質問をしています。今回は、1つは、再度、地域包括支援センターの外部委託は撤回をとということです。これを1つ目に質問します。2つ目は、道の駅を上志比というがどんなことを考えているのか。3つ目には、温泉、どんどん進めているが、CAMU湯はどうするのか。これは公共施設のあり方の問題も含めて質問したいと思っています。4つ目には、地域包括ケアシステムとはということで質問を考えているところです。

まず第1ですけれども、再度、地域包括支援センターの外部委託は撤回をとということで、町は地域包括支援センターを町社会福祉協議会に委託するという予算を今回示しております。この件については外部委託については撤回をとということで質問を準備したところですが、この委託の件について議会がどのような理由でセンターを委託するのかは別にして、とにかく地域包括支援センターを委託するという方向性を知ってから町が委託するという結論までが早過ぎるというか、逆に言えば、町の方針を議会に示すのが相変わらず遅いということが問題だと思っています。

それにしても、議会での論議も十分でないうちに進めてしまうやり方でいいのかというのが今回の問題の問題提起なんですけれども、現に社会福祉協議会側がこの地域包括支援センターを受け入れるということをいろいろ言われているようですが、その受け入れ体制はまだまだ不十分で、委託を受けるという意識位置づけすらまだまだの感が私はぬぐえないと思っているからであります。

そこで、同センターの委託については、町側に地域包括支援センターの位置づけ、認識の甘さというか、そのなさについて問題はないのかということからまず質問をしていきたいと思っています。これは最初に5つの点で質問をしますので答弁をお願いしたいと思います。

1つは、介護保険に係る地域包括支援センターは町に設置義務があるのですけれども、このセンターは何の目的のために行政の責任で設けることとなっているのか。

2つ目は、町は外部委託の理由について、1点は、町の運営ではセンターの人員増による体制の強化は望めないが、社会福祉協議会に委託すれば体制の強化が期待できるということ。もう1点は、現在既に介護支援センターを社協に委託していることから、この事業と一体で進めることが運営に有利だからということを説明しています。この点はどうなりそうなのか。この間の協議の中から行政が思っていることも含めて答弁願いたいと思います。

3つ目には、社会福祉協議会の同センターの委託条件として、町は社会福祉協議会に対して何を示したのか。どういう条件を示したのかということですね。また、それはどのようなようになっているのか。

4つ目は、外部に委託すると昨年度と比べて町の介護保険のサービス勘定の負担は、これは町の事業にもかかわるんかもしらんですが、どうなるのか。

5つ目は、センターには公平、中立性が不可欠となっていることが指摘されていますが、これはどのような形で保障されるのか。

以上のことについては質問の基本的なところなので、まず質問として確認したいと思います。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） まず1点目の設置目的でございますけれども、地域包括支援センターは被保険者、これは第1号被保険者に係るものですが、要介護状態になることを要望するとともに、要介護状態となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業、これを包括的支援事業と申しています。その他厚生省令で定める事業を実施、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とするために設置するものでございます。

それから2つ目の委託による今後ですけれども、地域包括センターの専従、従業員数については変わりがないと思いますが、在宅介護支援センターとの連携強化及び社会福祉協議会委託の地域福祉委員との連絡体制の強化、並びに従来から実施しています地域ふれあい事業の参加等の情報等、それから転倒防止教室、こつこつ教室というのをやっていますけれども、その参加者等によります情報、そ

れから間接的な人員の増加による体制の強化がこういうことによって図られるという考えを持っております。

それから3つ目のその他の事業と一体で進められるということで、その他と事業と一体で進められるものとしたしまして、先ほどもちょっと言いました介護予防教室等の参加への増加促進、認知症高齢者のサポート普及啓発強化、権利擁護相談等の対応体制、これは社協でやっているということで相談しやすいということですね。それから生活困窮者への金銭貸付事業の啓発、これも社協でやっています。さらに従来からの在宅支援事業の利用相談等の充実を図っているということで、在宅福祉事業についても社協のほうに委託をしていますので、その辺の状況もよく社協のほうは把握をしているというふうな利便性がございます。

それから、委託条件といたしまして、地域包括支援センター業務において利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類に偏ることのないよう、また、特定の介護予防サービス事業者等による介護予防サービス等を利用するよう利用者を誘導あるいは指示することのないようお願いをしています。特定の介護予防サービスが事業者等を有利に扱うことのないよう、また公正、中立に行うことや地域包括センターの従業員の従事の職員及びこれらの職に当たった者においては、正当な理由なしに在宅業務の履行に際して知り得た個人情報その他の事項について秘密を漏らしてはいけないという守秘義務の徹底、それから業務事項に関して地域福祉を担っていただくということで、認定者や高齢者及び相談対応のための情報についても町の個人情報保護法に基づいて対応していただくということをお願いしております。

それから4つ目の町の負担でございますけれども、平成23年度当初予算と24年度の当初予算を比較していただきますと、地域支援事業におきます介護予防特定高齢者及び一般高齢者施設事業で110万6,000円の減額となっております。それから包括的支援事業で187万3,000円の減額となっております。また、予算との比較ではちょっとできないんですけれども、本年は電算システムの改修とリースの改定が行われるようになっていきます。このシステムの費用が約140万ほどかかります。そのシステムにつきましては今現在社協のシステムで十分足りるということで、その分と合わせますと約430万円ほどの減額となります。この内容は人件費と電算システム改修リース代でございます、事業の内容につきましては従来と変わることはございません。

それから中立、公正の保障ということでございますけれども、きのうの齋藤議

員の中でも申しあげましたけれども、法的には十分事足りるということになっております。地域包括支援センター業務における情報といたしまして、各種サービス事業所、医療機関、民生委員からの高齢者を取り巻く情報、また困難事例の相談への対応による当該世帯の家族構成、課税状況の把握、高齢者虐待の立入調査、サービス事業及び医療機関等からのさまざまな情報収集に当たっては、従来どおり町が地域支援事業にかかわり、委託先の事業所との連携をとりながら地域包括センターの中立、公正をもって地域の高齢者事業を進めていくという考えでございます。これからは運営協議会、これはあんまり今までは、年に2回ほどやるということになっておりますけれども実際には1回ほどしかやっておりません。その運営協議会でのチェック機能の強化を十分に果たすということと、その中で包括支援センターの評価をするということが大切なことだと思っております。

地域包括センターの役割といたしましては、介護予防支援事業、要支援者1、2の高齢者のケアプランを今行っていていただいておりますが、今までも社協やほかの事業所に振り分けて実施をしております、社協に委託しても公平性や中立性は今までも図られておりましたので今後もそういう点は不正的なものはないと考えております。

参考までにですけれども、平成23年の3月で100件のケアプランを立てておりますけれども、今、包括支援センターでは一応45件、社協においては42件、それから永平寺ハウス、その他の事業所におきましては13件行っていております。計100件の内訳ですけれども、このように今までも社協とのかかわりは多くありましたので今の事業の引き継ぎといたしてもあれなんですけれども、それは各担当のほうで既に4回ほど実施をしております、4月に十分に移行ができるような体制づくりを図っておるところです。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） いろいろ聞いたんですが、それは個々にまた質問していきますけど。

この委託の話ですけど、実はどこから出てきたもんなんかなというところでお聞きしたいんですが、町からなのか、また社協からなのか。それと、もし町からだとしたら、どういうことで委託しようということになったのかというのをちょっと聞きたいですね。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） この件につきましては、従来から委託したらどうや

という話はうちの部署の中でございました。今回、第5期の計画が来年から始まるわけなんですけれども、その中でちょうどいい機会ということで社協にお願いしたらどうかということで、これは町のほうから、担当部署のほうからそういうご意見が出まして、社協なら十分中正で公正にできる、それから利便性も可能じゃないかということとなりまして、こういう話になったという状況でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 聞きたのを個々にまた言っていますが、一つだけ指摘しておきたいのは、いわゆる予算でいうとそれなりに減ってくる。これはベテランのいろんなセンターの事務を担当している人たちがいなくなればかわって、新しい人にかわれば安くなる。社協の職員の場合はまた安いということで、それは引き下がってくるのは当然だと思うんですが、事務費がほぼ変わっていない。

ただ、全体としては予算が少なくなっているということは、それは体制の強化も事業の強化もほかと連携していくということを言っていますが、実態としてはそうっていないということではないかと私は思っています。

それと、これを委託すれば、ある意味、将来は安上がりになるんでないかという発想があるとしたら、そこは大きな問題だと思っています。

ちょっと次に続けていきますけれども、このセンターの設置というのは介護保険法によるもので、いわゆる地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として地域包括センターの創設が介護保険の中で盛り込まれたんですよね。これは最近の話ですが、このセンターは、1つは地域の高齢者の実態掌握や虐待への対応など権利擁護を含む総合相談、その支援の窓口だということですね。

2つ目は、新予防給付いわゆる介護予防の関係ですが——のマネジメントを含む介護予防のマネジメントをする部署だと。それに介護サービスのみならず、介護以外のさまざまな生活支援を含む包括的、持続的なマネジメント、この3つの基本的な機能を担うもの。今後の地域における高齢者に向けた総合相談センターとして期待されていたということです。簡単にまとめれば、地域住民の保健、福祉、医療、また虐待防止、介護予防マネジメントなど総合的に行う機関として介護保険法で制定され設けられてきたもので、本来ならセンターは地域からさまざまな相談が寄せられ、それらに日々対応する対策がとられている事業所でなければならないということですね。実態は人員も少なくてそうっていないんですけれど。

この一環を委託するということは、これらの責任を町が投げ出すということに

ならないのか。高齢者の実態を掌握するのは町に責任があるはずですね。町が直接つかむ窓口がなくなるというのは、これでいいのか。そこをまず聞きたいですね。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） 先ほども言いましたように、社協にいろいろと町のほうから委託業務をしていただいております。ご存じだと思いますけれども、在宅福祉事業関連、それから地域においては地域ふれあいサロン、小地域福祉委員会の設置等についても町からのお金が出ております。そういうふうな地域とのかかわり合いについて、社協のほうはより地域に密着しているということからお願いをしているわけでございまして、当然町が逃げていているというわけではございません。

これはいつも言っていますように、介護保険の場合は介護保険に係る負担割合について、公費が50%、それから保険者が50%ということで、そのうち第1号被保険者が21%、それから40歳から64歳までの第2被保険者が29%というふうに負担割合が明確に決められておりますので、その辺は当然会計検査の対象にもなりますし、県からの指導も毎年行われております。

実績につきましては、今まで介護保険でお願いしている委託分については実績が毎月出てきます。それによってうちが支払いをするというふうなことになっておりますので、必ずしも社協が1年間通してやると、その中で町が全然関心を持たないということではございません。毎月チェックをしながらお互いに連携をとるというふうな体制をとっておりますので、必ずしも議員がおっしゃるように丸投げというふうな形でございませぬのでお願いします。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ちょっとそこには幾つかの行き違いがあると思うんですが、町として社会福祉協議会をどう見るかという大きな問題があると思うんです。今、介護保険と町の福祉部門の仕事として高齢者をつかむという仕事との区別ができていないという問題があると思うんです。

町として社協をどう見るかという問題ですが、社協は理事の研修等でも、またみずからの意識改革としても、行政の下請機関ではなくて一業者、事業所を自覚すべきだということを強調していますよね。それは行政の下請機関としてなってしまうとその事業展開の能力も含めて問題が生ずるということで、特に介護保険が導入された当時からそれが強調されているわけですね。それはご存じやと思うん

です。中には、この例として委託費等の割合が余りに高まると、行政から受ける委託費があんまり高まると民間団体としての性格の維持が困難になるという社協の中の分析もあるわけですね。だからそこはやっぱりどういうスタンスを持ちながら対応していくのかを十分考えてほしいと思うんですが。

それをちょっと前置きにして、地域包括支援センターのあり方、つまりこのセンターがどうして中立、公平性が求められるかという点ですね。

どうも聞いていると介護支援センターと一緒にいろんな運営をしていけるといっているのではないかと聞いていますが、それは僕は社協がやる介護支援センターとこの地域包括センターの中立、公平性の問題では全く違う内容があるということ指摘したいと思うんですが。センターのあり方として、先ほど課長の答弁の中でちょっと触れていたんですが、その地域にある、例えば短期入所事業所、通所介護事業所、小規模多機能事業所、訪問看護ステーション、これ本町にはないにしてもほかから入ってきていますよね。訪問介護事業所、グループホーム、医療機関等々と同センターが患者、利用者の情報を共有していつでも、どんな事案にも必要なサービスを提供できるようにする。そのかなめとなるべき機関がこのセンターの役割だということです。

つまり僕が言いたいのは、一事業者が、社協という事業者がそれらに関連する、例えば永平寺ハウスやらひかりのホームですか、いろんな事業者から医療機関も含めて社協がいろんな情報を出しなさいよと言えますか。言えないでしょう。言えるはずないんですよ。行政だからできるんです。だからこの機関についての中立、公平性というのは、いわゆる情報の機密保持の問題とは意味が違うんですね。そこをどう認識しているか。行政のやるべき、いわゆる仕事としての高齢者をつかむ福祉部門、これとの関係ではどう考えているのか、そこを明確にしてほしいし、それが行政の仕事だと思うんです。それを投げ捨ててしまったら、町は高齢者をどうつかむんですか。いろんな事業でつかめると、介護保険のいろんな金が出ていく内容でつかめる、サービスの給付状況でつかめるという問題ではないと思うんですが。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） まず地域のお年寄り等の把握につきましては、昨年から言っていますように地域支え合い事業の中で実態調査をしております、3月にほぼ図面等にも出てきます。これにつきましては当然町が把握しておりますし、その情報についても社協、それから地域の区長さん、民生委員さんにもそ



の情報をお分けして地域全体の把握をお願いしたいというふうに進めていきたいと考えています。

それから中立性の問題で社協がそういうふうなことができないかということなんですけれども、今、この包括支援センターにおきまして実際に行っている業務といたしましては、先ほども言いましたとおり要支援1、2の方のケアプランですね。そういうふうなことでございますので、まず施設に入所するということはこの包括支援センターでは、将来的にはあるとしてもそういう相談は受けませんが、実際にどこ入りなさいとかいうふうなことは、包括支援センターでは相談には乗りますけれどもそういう指導はできません。今の施設入所につきましてもほとんどの方が要介護3以上の方でございますので、それはまた施設側が個人とお話をして施設の判定委員会にかけて入所というふうな形になります。

この包括支援センターについては、それまでに在宅で受けれる、それから一次予防、そういう方を対象にして進めていますので、前どこの施設へ入ってどうのこうのというふうな問題は生じないと考えております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） そう言うんですけど、僕はこのセンターのきちっとしたところをやっぱり行政自身がかみ直すべきやと思いますわ。行政が行ってきた福祉部門としての高齢者の状況をつかんでいろんな適切な事業展開をするということをや、それまでできんようにしてしまう。ここがするということになったんですかね。

例えば福井市みたいにでかいまちでは、地域包括支援センターというのは人口何万人かに1カ所ずつ設けるということになっていきますからあります。そのいろんな地域にあるやつの幾つかを民間、外部に委託するということはある得ると思うんです。しかし、その基幹となるところを離してしまったら行政の仕事がなくなっちゃうじゃないですか。僕が言っていることがおかしいと思います？ それがこのセンターの趣旨ですよ。それに、このセンターというのは本来采配を振るべき部署であるわけですから、ここで中立性が求められるというわけですね。ある意味、自治体が最終責任を負うからこそそれができるんですよ。

そして運営協議会ですか、運協ですね。年に2回程度というんですが、ここで言っているのは、日常的にいろんな相談を受けたとき、それに対応できる体制をとるべき機関として介護保険では設けるようにということを言っているんですね。それもここでは現実ではできませんけど各事業所の関係者を全部集めて、例え

ば金元という高齢者が本当に大変な状況になっていけば、金もなさそうやと、周りに面倒を見てくれる人もいないと、地域に頼んでも大変やと言っていると、そういうときに行政がどういう対応をするか。行政じゃない。行政がそういう状況をつかんでいろんな機関と相談しながら、じゃ、うちでこういうことをやってみましょうと提案を受けながらそれに対処していくことが求められているんです。

それをする窓口を社協に渡したら行政の仕事とは何になります？

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） 今までも今議員がおっしゃったようなことは、町と社協、それからいろんな部署と集まって協議をしております。必ずしも町が全然かわりを持たないということではございませんので、部門的に最終責任は、介護保険は町がやっていますから、保険者が介護保険ですから、それは心配していただくのは大変ありがたいんですけども、そこら辺までは町としても十分に対応していきますので、今までもそういうふうな部分については包括、社協、それから町の福祉部門のほうも一緒に協議をしておりますのでその辺は十分わかっているつもりでございますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） ちょっと課長と話ししていてもその辺の違いが随分あるんです。やっぱり行政としてやるべきこととして最終的につかめればいいというんでなしに、積極的につかむかどうかなんです。そういう組織を持っているのが、ある意味一番大きいしっかりした組織を持っているのが行政なんですね。単に福祉部分だけでなしに。全職員何百人といるわけですから、そういうのを総動員して地域の人々をどうつかんでいくかということやと私は思うんですが。

僕はちょっと今聞いていて、だからこの部門は絶対に行政から離してはならないと思っています。それは行政改革を進めるというところで、もしそういうことがあったときにはどうチェックするんかということをやってほしいと思うんですが、その辺ではやっぱりこういう部門、町で直接高齢者をつかむことがなくなってもそういう部門を手放してしまっても行政はいいと思われるんでしょうか。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今回の地域包括支援センターの社協への委託ということについては、特に行政改革という観点を前面に打ち出したものではございません。これは福祉保健課長が再々申し上げているとおり、在宅介護支援センターと、そして地域包括支援センターが連携をとって両センターの業務を運営していくこと

によってそれを利用する高齢者の方が非常に利用しやすくなると、こういう考え方のもとで今回のこの話が進んできたところでございます。

その委託ということが行政が手を離すというふうなことも今ちょっとおっしゃっておられますが、これもやはり委託であっても、あるいは直営であっても、また指定管理者制度であっても、これは十分ご承知のとおり最終的な責任といえますか、ところは行政がきちっと果たしていくということでございます。そうでないと、それは受託をした事業者にとっても、これはとんでもないことになりますので、そういう面ではきちっと行政は責任を果たしていくということでございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これ社会福祉協議会が出している文書です。参考資料ですが、ここにいわゆる地域包括センターができるころに、もし行政が委託するようなことがあったら積極的に受けようという文書を出しているんですが、逆に言うと社会福祉協議会の戦略文書ですね。その中でも課題として地域包括支援センターの委託は市町村の判断となっている。在宅介護支援センターに比べて地域包括支援センターは公平、中立性が強調されていることから、その確保ができる提案を行うことが重要であると。要するに行政はごっちゃにしているんですよ。介護支援センター、それは区別せなあかんということをきちっと言っているんです。そこをやっぱりひとつ。社協も言っているんですからそこが一つ。

もう一つは、地域包括支援センターの委託に際しては、運営の公平、中立性を確保するために委託の条件として介護保険事業や介護予防事業等から撤退することを求める向きもあるということを社協では分析しているんですよ。だからそのことを考えると、介護支援センターと地域包括支援センターをごっちゃにして考える。これは社協でもそういう会長の話を聞いている限りではそうです。それではだめだし、これはある意味、行政が介護の問題で高齢者の問題はほとんど措置制度とか福祉事業も介護保険に追いやりましたし、町で直接やっていた福祉事業もほとんど社協に委託している中でこの部分を手放したら、それはもう町は高齢者の実態をつかめなくなるんじゃないかと率直に思っているんで。

そこは町長、話聞いていてどう思います？ 私の言っているのは間違いでしょうか。町の言っているのが正しいのでしょうか。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今回の委託につきましては社協と十分詰めてきました。いろ

いろなご意見があると思いますけれども、その地域の福祉の充実という大きな観点に立って、やはりこういうことも非常に大事だということで今回委託をすることにいたしました。

今いろいろ責任とかというお話がありますけれども、これは当然町が受け持つべきことでありますので、さらに改善できるようなことも含めて十分こういう委託について、今後とも町と社協との密接な関係の中で町民に負担が起きないような形をしていきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） この質問、どうも水かけ論みたいなんです。

ただ、私が言いたいのは、町として絶対に守る必要がある部門を委託ということはしてはならないと思っています。僕はこれがその部門だと思っているんです。これまで行政がにぎっていた、やっぱり実施すべき責任として位置づけられて行政自身でやっていた高齢者の実態をつかむという部門、それを忘れていたから百何十歳という人たちが全国にいるとか、餓死者があっちでもこっちでも発見されるとかという事態がここ数年前に問題になったんですよね。だからその部門がどこだということが言われたんです。その位置づけとして、本来、行政がやっているから地域包括センターの中でそれをすべきやという提案があったわけですよ。それを行政は忘れていらっしゃる。

これは、僕はある意味行政の責任放棄だと思っていますので、この辺は再度というんですかね、常にやっぱり委託はまかりならないということはやっぱり決断してほしいということ求めて、この質問は終わります。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

1時より再開いたします。

（午後 0時08分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開いたします。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 2つ目の質問です。道の駅を上志比にというのが、どんなことを考えているのかという見出しでの質問です。

昨年の6月の議会の一般質問ではなかったかと思いますがけれども、上志比の温泉付近に道の駅を設けてはどうかと議員からの質問に答えて町長は考えたいとい

うことを発言してから、議会での答弁では理事者の口から道の駅なるものがぼんぼん飛び出すようになっていきます。それもかなり具体的な話が進められているらしく、これは議会には一言も断りなく、庁舎内にプロジェクトチームが設けられているのではないかと、そうして進めているのではないかと思えるような感じさえ私は持っているところです。

「道の駅については県と協議している」と町長も答弁してきました。さらにさきに示された中期財政計画にも入っているわけですが、その目的も方向性も何も町から議会へは示されてもいないのであります。現状では論議というか思いだけというか、そんなことだけがひとり歩きしているように思うんですけれども、町はこの道の駅構想といいますか、何と言っているのかはちょっとあれなんですけど、町からの説明もない中では何を考えているんかわからないんですね。町からの説明を聞いているわけでは。

その目的も含めそれなりの考えをいつ説明するのか、まず示していただきたいと思っています。きょうの議会のやりとりでは、とにかく温泉にくっつけて道の駅をつくりさえすればよいというようにとっていますけれども、まさに温泉施設さえつくればとなったときと同じような話の進め方になっていないかと思うのは私だけでしょうか。それも話の中では駐車場とトイレ、情報発信センターといいますか、それに物産販売所と話はこれまたぼんぼんと飛び出すんですけれども、その規模や費用負担、さらに維持管理費も含め、考えをまとめて紙ベースで議会に示していただきたい。さらにこの施設はだれが運営するのか。とにかくどんなことを考えているのかまとめて示していただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 道の駅につきましては、この一般質問で何名かの議員さんにご説明しているところでございますが、この道の駅は道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供並びに地域の振興に大きく寄与することを目的に、道路の沿線に駐車場やトイレなどの休憩機能、道路情報や地域に関する情報を発信する情報発信機能、地域交流を促進する地域の連携機能の3つの機能をあわせ持つ施設でございます。町といたしましては、特産品等の販売による地域の活性化、観光の広域化に対する拠点づくり、交流の促進によるにぎわいを創出するために必要な施設であると考えております。

道の駅の整備には、道の駅として空白地帯であること、観光振興の拠点となることが条件でございます。勝山市や大野市との広域観光の推進において上志比地

区は国道416号沿線で道の駅の空白地帯であることや、道の駅に関するアンケートを実施した結果、道の駅のサービスに求められている入浴関連施設の整備が進められており、新たな観光資源として道の駅の適地であることから、先ほど伊藤議員さんにもご説明したとおり、町の観光、特産物、各種イベント情報や九頭竜川の釣り情報など、地域の特色を生かした情報を発信していきたいと構想を持っております。

しかしながら、現時点では県の新たな道の駅整備候補地の選定を受けていないことから、規模や費用負担につきましては、今後県と十分協議しながら決定していきたいと考えております。なお、運営形態につきましては、直営、委託、指定管理者による管理などさまざまでございます。今後の検討課題の一つであると考えております。

また、先ほどPTなるもので検討しているのではないかということは今のところございませんので、申し添えておかせていただきます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） そうやって説明は聞くんですが、紙ベースでの議会への説明、提示というのはいつごろになるんですか。

構想でもいいんですか。例えば今、幾つかの条件とか、またその満たすべき条件も含めて示されましたけれども、それらも含めてまだまとまったものを、議会での答弁では聞くんですが紙ベースで見たこともない、正式な説明も受けたことないという状況の中ではどうなるんでしょう。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまご説明したとおり、県との協議を本当に進めている最中でございます。

それで、県のほうの申請、エントリーが3月の土木部長のほうでの協議に入るように予定をしているというようなことから、そちらが終了次第、議会のほうにお示しをしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） いろいろ答弁聞いていて、そういう協議が整ってからということなんですが。

ただ、今回の話を聞いていると、県にそういう考えとか、補助金があるから有利だからつくればいいということにもとられるんですね。出てきた背景がそうい

うように、私はあんまり計画がある話ではなかったなと率直に思っています。

合併前の各町村では箱物建設とかいろいろつくってきました。本当に町村によっては無駄な箱物と言われるやつもつくり続けてきたわけですね。それと同様になってはいけないということでやっぱりこういうところで聞くわけですけども、ただ、聞いて答弁だけでそれが完成形かといったら、それは問題だと思うんです。

そこで、ちょっと一つ聞きたいんですが、例えば上志比でいいますと、以前、メイトの周辺に駐車場を設けたりその辺にいろんな照明施設なんかも設けたいということで行政も協力して進めたのではないかと私は思っています。ただ、この部分に当時の上志比村として投資したのものにはどんなものがあるのか。また、その名称、目的は何だったのかをちょっとお聞きしたいですね。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 先に、ちょっとこちらのほうから計画というような形がなかったのではないかというご質問がございました。ご指摘ですかね。

まず、永平寺町の総合振興計画にも観光資源の構築、地域の情報提供、また都市計画マスタープランには地域資源を生かした多様な拠点の形成、観光交流や新たな産業など活力とにぎわいを創出する多様な拠点づくりというようなもので位置づけられているような状況を考えておりましたので、道の駅に対するこのような計画というものを地道に検討をしていきたいというふうな考えを持っておった次第でございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 農林課長事務代理。

○農林課長事務代理（河合淳一君） お答えさせていただきます。

メイトの駐車場にはどのようなものが整備されたのかということですが、メイトの駐車場につきましては、協同組合上志比ショッピングプラザ、通称メイトが牧福島の地権者より借地をいたしまして商業用の店舗並びに駐車場として平成6年ごろに整備をしております。当時の上志比村では県立恐竜博物館やスキージャムなどの施設が整備され勝山方面に県内外の利用者が増加し、勝山街道を利用される車が非常にふえたことによりましてメイトの駐車場周辺の沿道沿いの環境が非常に悪化し、悪くなりまして、トイレの設置の要望が出てきておりました。また、以前はテントで販売をしていました村の地域振興作物でありますニンニクにより地区の活性化を図るため普及、販売させるための計画があり、施設整備を

検討しておりました。

県への申請の結果、平成11年度に中山間地域農村活性化事業、県単事業補助率2分の1で採択を受けまして、平成12年3月に上志比特産加工直売施設「ニンキーの館」43.7平米の特産品売り場と男女のトイレを整備いたしております。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 合併以後につくられた町の基本構想にそれがあるということ  
で計画もいろいろ探ってきたということはいいんですが。

以前、合併前には旧松岡、今の福井インターから越坂トンネルへの中で県の物産会館というんですか、センターをつくろうという話があつて県議会でも問題になって、県もそれは一方向としてそういうことを進めるということになりました。しかし、それがいいんかどうかというのは地元でも論議になっていましたし、県でもそれが消えたということで、それ以後その話がここで出てくることはないんじゃないか。また、旧永平寺にも今の機能補償道路というか高速道路から文化の森に通じるいろんな施設のところを含めてまた周辺開発をしたいという道の駅構想なるものがあったと思うんですね。温泉もそこで掘ってというふうな構想が。これは商工会中心に計画したと思うんですが、それを町も持っていたと思うんです。そんなこともなくなってきたことでもうないのかなとは思っているところがあつたということで、ちょっと計画の着想がよくわからないので質問したところ  
です。

それに、メイトのところではいわゆる物産直売所を設けるということでニンキーの館をつくつた。それなりのお金はかかっていると思うんです。そういうところを整備してきたんですね。道路事情、観光客の流れの中でそういうことをやってきたんじゃないかと私は思っています。

ただ、ここでちょっとお聞きしたいのは、そこにも物産会館というか直売所があるんですね。道の駅をつくるという中にも物産会館があるわけです。直売所を設けようと。そういう物産販売所とか直売所と類するものがこの間のいろんな町の計画や話の中でこれまたぼんぼんと飛び出すわけですね。温泉の施設の中でも物産販売をするということになっていきますよね。それから金額は幾らだったか忘れましたが、年間何百万かその利益をその運営費に回せるように計算もしていたと思うんです。その外で物産直売所を設けるという発想が私にはよくわからない



ですね。それらについては率直にそれぞれの関係でどう思うのかお聞きしたい。

僕は委託の契約違反になるんじゃないかと思うんですが。

○議長（河合永充君） 農林課長事務代理。

○農林課長事務代理（河合淳一君） 上志比特産加工直売施設「ニンキーの館」につきましては、現在、4月から12月までの毎週土曜日の午後、地元の女性グループ1組が、季節の野菜、山菜、かきもち等の加工品を販売し、地元の方との触れ合いの場、地産地消の場として直売所を開設している状況でございます。

○議長（河合永充君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 今、整備を考えております道の駅での地域振興施設、これの機能をどんな形にするかというのはこれからの話で、例えて言えば、今の地域特産物の販売所だとかそういったことも考えられるということでございます。

それで、道の駅の今後、地域振興施設としてどういった施設を整備するかという話の中で、今お話に出ております既設の施設とのすみ分けだとか機能分担、そういったものも今後十分に整理をしていく必要があるものと考えております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） いわゆる物産販売所なるものは、メイトのところにあるニンキーの館だけではないわけですね。今の道の駅にもそういう構想があるということですから、それをどうするかは今後の問題として。と同時に、温泉施設の中にもその販売をします。それで利益を上げるということになっていましたから。と同時に、古市のいわゆる永平寺口駅周辺のレンガ館の整備の中にも、たしか物産販売も考えるということがあったと思うんですね。それらをあっちにもこっちにもつくっていくことについてどうなのかというのと。僕はメイトの前の直売所の問題で言うと、もし道の駅ができてそこでそれなりの規模の直売所ができれば、まずそこは閉鎖になるんでしょうね。僕はわかりませんが。

でも私ちょっと率直にお聞きしたいんですが、上志比にとってみると、地域住民の人から見ればどこが拠点か、どれを残さなければならないかという、いわゆるまちづくりのランドデザインからいう焦点の配置というんですか、残すこと、それらについては何も考えずにやっぱりそういう計画をするんですかね。僕に言わせれば、道の駅の計画も温泉も含めてどこでつくるかという哲学がないんじゃないかと聞きたいんですが。そこはやっぱりどこかにしないと、下手をすると上志比に唯一あるマーケットがなくなってしまう可能性もないわけではないと言える条件になるかなと私は思うんですが、その辺はどうお考えなんですか。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今ほどの道の駅をどこに建設するかというようなことになってきますと、道路管理者のほうから申し上げますと、やはり道の駅の適地選定の方針というものがございます。そういうふうなところから交通の機能とか、あるいは集客機能、相乗効果も含めて地域の振興機能も含めた形を総合的に勘案して今の場所かどうかというような検討に至っているわけですね。

それで、確かに物産施設というものが今の道の駅の地域振興施設の中にできるであろうというような話で言われておりますが、やはり道の駅を利用されるお客様あるいは今度温泉に入るお客様との違いもございます。ただ、道の駅をご利用されて休憩施設としてお使いになる方々にもそういう場を提供するというのも一つの考え方であるし、あるいはそこへ寄られて、先ほども申し上げましたように情報発信の施設をお使いになられるという方々もおられる。やはり来場される人が、そちらに来られる方々の交流の中でいろんな用途があると思われま。

というふうなところから、今の施設の中にもある、あるいは温泉の施設の中で皆様がお越しになってそういうふうなものの販売がなされるということも非常に有利ではなかろうかというふうにご考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 上志比にはコンビニもできるという話がたしかあったと思うんですね。温泉施設の利用の試算を見てみると多くが町内の人、いわゆる観光の流れの客というのは極めて少ない人数の試算だったと思います。そんなことを見ても本当にまちづくりをどうするかという視点をなくした、いろいろなものを販売する拠点の整備というのは十分考えてもらわなあかと私は思います。

何でこんなことを言うかといいますと、れんげの里、直売所ができました。今、これはたしか年間1億円以上の売り上げになったと思うんですね。実はここはかなり面積がありますけど、駅前に池田町アンテナショップがあるのはご存じだと思いますね。あれはあの小さい店で1年間に1億数千万ですよ。そんなもんですって。

ところが、れんげの里の今一番の悩みというのは何かといたら、例えば福井市が喜ね舎というのをやっていますよね。あれは数億売り上げしていますけど、この世にメジャーにするには課題というのはやっぱり品目の少なさですよ。何をいっても品ぞろえです。つまり、生産者の絶対数がこの永平寺町では少ないん

です。それをあっちにもこっちにも、あっちにもこっちにも、今言うところくらいの数になりますよね。あの物産直売所みたいなものをつくるとそれが分散することになるんですね。

そうすると、つまり、この間、町の補助なんかでつくってきたいろんな施設もあるんですが、町の計画を聞いただけでも類似施設があちこちにあるということです。ですから、どう言ったらいいんですかね、町が補助してつくった施設が、町が2階に上がった人たちに対してはしごを外してしまうような感じにならないか。だから本当にまちづくりの視点を据えてどういうものを設置するかということきちっと考えないと、あっちにもこっちにも、あっちにもこっちにもと現実的に物産販売所の話がありますから口やかましく言うんですが、そういうことも考えて計画されるということでもいいんでしょうか。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） よく温泉の施設の経費のことでご質問が出てきていると思いますけれども、議員おっしゃるとおり、温泉の経費の中には物品販売ですか、それについての経費を一部入れていることがあります。ですけれども、あれはあの温泉施設の中では食事をメインに考えております。物品販売も当然入っておりますけれども、食事がメインのほうが強いと思っております。

まして、今まだ決まっているわけではございませんが、建設課のほうで計画しております道の駅構想、これが近くにできるならば、お客さんがいらっしゃってこの温泉自体が活性化するようなことが、そっちの魅力のほうが大きいと考えております。ですから運営者ともそういう話をさせていただいておりますけれども、それについては温泉の施設のほうとしては何ら問題はございません。特にこちらのほうとしては喜んでる状況でございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今ほど議員さん申されました福井の駅前の池田町のアンテナショップあるいは福井市郊外にございます喜ね舎、またれんげの里、いろいろな物販の施設があろうかと思いますが、これは個々にその対象者が違ってまいります。やはり今の道の駅のほうに関しましては、国道416号の平成22年の交通量のセンサスの台数では約1万3,581台の通行量があると。非常に大きな交通量を持っております。これに伴って当然恐竜博物館とか、また冬場はスキージャムのほうへのお客様もおいでになっている状況でございます。そういうと

ころからも含めてまた違った意味での対象者の違いがそこには見えているかなというふうに思っております、道の駅でのまた物販施設ということも含めて有意義なものになるというふうに確信をしているところです。

○議長（河合永充君）　ちょっと1回暫時休憩させてください。

今ちょっと体調が悪くなられたみたいなんです。

暫時休憩します。

（午後 1時24分 休憩）

---

（午後 1時25分 再開）

○3番（金元直栄君）　（録音切れ）

がかみ合っていないように思うんですが。

温泉の利用の計画の中では、絶対数でいうと町外の人というのはあんまり試算に入ってなかったように思うんですね。それと高速道路が、中部縦貫道が開通したら、恐竜博へ行く、またいろんなスキーに行く人たちが下道を通るかといったら、それは現実的には無理でしょう。そんなことを考えると、それだけではないです。僕が言っているのは、例えば地域に商店をどう残すんか、そのためには行政がまちづくりにどう支援するんかですね。物品の販売所を、直売所なんかをあっちにもこっちにもつくって僕はいいとは思わないんですわ。やっぱりそこらは行政としてまちづくりのマスタープランというか、そのブランドデザインを哲学として持ってほしい。

それに基づいてやっていかないと、やっとなあるやつがなくなったら、今度行政の側から支援する必要が出てくれば、行政としてはさらに大変になるということなんです。そこらを含めてきちっと考えていかないと、補助金があるからと飛びついてやってきた例が要らない箱物というか、無駄と言われている箱物があっちにもこっちにもできるということにならないか。現に上志比では人希のハウス、今でも直販もやっています。恐らく道の駅で物品販売をやってそこで野菜なんか販売することになったら、それはもうなくなるでしょうと私は思います。

そんなことを含めて、つくってしまったところに補助したんですから、そんなのも行政としては十分考えてほしいと思うことから、やっぱり類似施設ばかりをあっちにもこっちにもつくるということになしに拠点はどうするかというのを行政としてしてほしいし、れんげの里でもう問題になっているんですが、もし直販所が2つ拠点としてできるようになれば、もう品目が足らなくて、

それはどっちかが経営おかしくなるんじゃないですかと私は言いたいですね。品数が少ないとだんだん人が離れていくというのは、直販所の今までの教訓の一つからです。本当にそこは十分考えて進めてほしいということです。あっちにもこっちにもある直売所、物品販売所についてもどうするんかというのをやっぱりきちっと考えを持って言及してほしいということです。

3つ目の質問です。どうも4つ目は行けそうにないんですが。

今、温泉をどんどん進めているんですが、CAMU湯はどうするんですかと、この点では今した質問にも係るんですが率直にCAMU湯はどうするのかということです。

温泉を進めるに当たってはCAMU湯の運営費用を例を挙げ、CAMU湯の運営費分とか相当額で温泉の運営費の大部分は補えるという説明を行政がしてきたと思っています。もともと温泉の運営費のほうはその後どんどんふえるという部分はあったんですが、それにしてもこの間、温泉をどうやるかという、その運営費の大幅増については、ある意味、私はやっぱり小さく生んで大きく育てるということがこれなんかと思っている説明はありますけれども、町民への説明とはかなり異なった温泉建設の説明になっているように思います。

しかし、町民への説明で一つの争点になっていたCAMU湯の運営費分のCAMU湯そのもののその後については、町としてその後ほとんど触れていません。このCAMU湯についてどうするのか方向性をやっぱり示してほしいと思いますし、これが示されないと二重の負担のままということにもなりかねないのでちょっとお聞きしたいです。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） 今、CAMU湯の廃止後の老人センターとしての有効的に活用については、どうしたらいいかということで検討をしているところでございます。既に現状の施設設備の問題や施設に勤務する嘱託職員の処遇など、健康福祉施設整備室、それから保健センター、福祉保健課で問題点の洗い出しを行っている最中でございます。

今後、CAMU湯を利用しています高齢者の方、老人会や地域の方のご意見をお聞きしながら、また地域福祉を担っています社協、それから健康づくり、生涯学習課関係担当者を交えながら有効活用の検討会を開きながら、今年中には方向性を決めていきたいと考えております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） なるべく早く出してほしいと思うんです。

私これを言っているのは、最近、町長の今度の所信表明の中でもあったと思うんですが、でなかったかなと思うんです。全協であったかもしらんですが。町長は、元の上志比の公民館、元の小学校の跡をまた耐震補強なんかして整備して使いたいふうなことを言われていると思うんですね。でも、ちょっとこの間温泉の問題でそういうところへ行ってしまったんですが。

一度行政財産として使用目的を決めて運営してきた、それを使用目的が終わった後はどうするかということをも明確にしないと。上志比でいうと、元小学校の跡の施設なんかを整備して、行政が管理しながらその地域の人たちが使っていくということになればまた問題が生じると思うんです。支所の2階が公民館になりますし、消防の統廃合といいますか、の問題では上志比の分署もなくなる可能性があるわけですね。そこもあくわけですよ。そうしたらそこらはどうするかということが新しい課題になるわけですね。

ただ、これまでで言うと、例えば今の旭ヶ丘といいますか、やすらぎの郷周辺は、上志比はわざわざ学校を移転してまで学校を固めたり、いろんな福祉や文化の施設を固めて集中管理することで経費を安くしようと考えてきたと思うんです。でも温泉でそれが崩れてしまったんですね。もともと温泉はそこへ引くと言っていました。CAMU湯へ。それがどこかで消えてしまったんですね。そういう説明をしてきた人たちがいるわけです。永平寺でもそうです。山の上に施設があったり中腹に施設があったり。それぞれに管理人を置かなあかん。例えば体育館の横にグラウンドがあれば管理は1カ所で済むわけですよ。別々にやるから大きな負担になるんです。そういうことをこれまで積み上げてきて、集中した立地で集中管理をしよう、そのほうが維持管理も含めて行政にとって運営が安く済むという教訓だったと思います。

それらの中でそうはなっていない現実があるんですが、使用目的の終わった施設も含めてどうするか、CAMU湯の問題も含めてやっぱりその途中から論議していかなきゃいけないんじゃないかと私は思っているんですが、行政としてはどうお考えなんでしょう。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 公共施設のあり方ということだと思いますが、合併以前に建設されたいろんな施設がございますけれども、これはその町村その町村がその当時に必要かつ、やはり住民にとって重要な施設ということで建設されたもの

であろうというふうを受けとめております。今になってそれがどうこうということでは、ちょっと考え方が違うのかなというふうにも思います。

ただ、何でも一つであればいいというわけではないと思います。そういう考え方に立てば、幼稚園も一つ、小学校も一つ、中学校も一つあれば十分であるというふうな極端な話にもつながってしまう。そうではないんですね。その地域その地域でこういうものが必要であろう、あるいはこういったものを利用したいというふうな住民がおられる限り、行政としてはそういう方におこたえしていくという、そういうこともやはり考えなければならない。しかし、その維持管理面で財政的なことを考えるとそういうわけにもいかない。それはおっしゃるとおりでございます。

ただし、今申し上げたように、ただ、幾つあるから、じゃ一つ二つつぶそうというものでもないわけですね。この行政改革大綱というものを策定をして、これは議会にもお示しをしてありますけれども、「公共施設と行政組織の再編」というところで「合併によりその目的や機能が重複することとなった公共施設については、その利用状況等を考慮しながら、統廃合も含めてそのあり方を検討します」ということになっております。そのとおり今やっております。検討しております。実施計画の中でもその旨を書いておりますし、またこれも議会にもお示したように幾つかある公共施設の指定管理者制度をどういったところに導入すべきか、あるいはこういうところには導入しないといったような考え方もまとめて、これも議会にお示しをしております。

そういうことで、公共施設のあり方については十分今検討しておりますけれども、すべてを今この何年間というところで結論を出すのはちょっとどうかなということでございます。行政としては、今おっしゃったようなことを十分に考えながら今進めているところでございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 1分だけ。

僕は極端に集中してしまえと言っているわけではないんです。今ある状況の中でどうなのかということを考えるときに、施設、いろんなことをさらにふやしていくことがいいのかも含めて考えるところに来ているとは思いますが、少なくとも使用目的が終わったところについては早急に結論を出してちゃんと先に進んでいかないと後が大変になるわけですね。さらに空き施設も出てくるわけですから、そこはどうするんかということは今やっっていないといけません。ただ、これ

までの教訓としては、上志比でも施設を集中立地することでそういう運営に努めてきたと思うんです。それはほかでもあったと思います。そういうことはぜひ目に見える形で早くやっぱり、取りつければ早くしてほしいと思うんです。

ただ、今の状況ではなかなか見えていない。CAMU湯なんかをもっと早くどうしていくんだよという話を示していればそれは見えてくると思うので、私は早い結論をお願いしたいと思いますし、必要でないところまで委託するからまたおかしいということを私は今回の質問で言っているわけです。本当に町にとって大事なことが何かどうかもぜひ判断をお願いして進めていただきたいと思っています。

私の質問は終わりますけれども、もしも答弁あれば、最後に言いっ放しで終わるとまずいというんなら。町長、何かあれば。

○議長（河合永充君） 副町長。

○副町長（田中博次君） ご指摘のございました公共施設のあり方につきましては、今後十分関係課、いろいろ現状把握、それから整理あるいは統合するとしたときの課題だとかいろんな形があると思いますので事務的に十分1回検討させていただきまして、また議会のほうとも相談させていただくということでお願いします。

○3番（金元直栄君） 4つ目の質問はまた次にさせてください。

○議長（河合永充君） 次に、13番、松川君の質問を許します。

13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 松川です。私は3点お願いいたします。

1点目は、道の駅との関連において永平寺温泉の施設のあり方は柔軟に、第2点目は、若者の雇用促進に町の大胆な具体策を求める、3点目は、御像さんのにぎやかしさの復活には町を挙げて取り組むべきではないかということをお願いいたします。

まず第1点目、道の駅との関連において永平寺温泉の施設のあり方は柔軟にということをお願いいたします。

昨年の9月議会で永平寺温泉に関する予算が、賛成9名、反対7名で可決をされました。事実上、温泉施設の建設に向かって進んでいます。

そのことにつきまして、住民の反応は大まかに言って3通りあります。

一つは、やはり怒っていらっしゃる。しかも議会に対してであります。どうして通してしまったのかということです。大きな不満を残しています。実際私自身もあちこちで怒られました。もう一つは、いまだに温泉に突き進むことになった



ことを知らない方々です。こういう方々は怒りというよりも、むしろがっかりした感じですね。今どき信じられないということでもあります。3つ目は、予算が通ってしまったからにはもう仕方がないと。今後は税金を極力使わずに済むようにできる限り温泉にたくさんのお客様が来るように、議会として、あるいは議員として努力、応援をしてくれということでもあります。

私は、本日の1点目の質問、道の駅に関連して永平寺温泉の施設のあり方は柔軟にということは、今申し上げた住民の声、反対ではあったけれども、温泉ができてしまうからにはできる限りたくさんのお客さんが来てくれるようにしてほしいという立場から申し上げるものであります。

私の前に何人かの議員が道の駅について質問されました。答弁をいただいておりますことは理解したつもりであります。私は私の角度でできる限りダブらないようにしたいと思いますけれども、若干ダブればお許しを願いたいと思いません。

今の永平寺温泉の予定地の東隣ですけれども、道の駅なるものができることは答弁ではまだはっきりしていないということですが、私の得ている情報ではほぼ間違いないと見ています。道の駅が賛成か反対かということについては今のところはっきり申し上げるつもりはございません。どの程度の規模か、どういう機能を持たせるか、いかなる商品とかサービスを提供しようとしているのか、また経営主体はどこなのか、予算の規模のこともあります。財源がどうなのか、あるいは毎年町の持ち出しはどうなっていくのか、維持費はどうなるのか、どこが負担するのか、さまざまなことがはっきりしない時点で判断はできません。ただ、興味を引かれるのは、どちらかという賛成かなと思えるのは、この道の駅が永平寺温泉の集客力を押し上げる可能性があるかと判断できるからであります。

しかし、今、道の駅がどういうふうになるかはっきりしない、またどの程度の集客力があれば道の駅そのものが成功と言えるという基準も示されていない。あるいはまた、道の駅だけというか道の駅単体だけで多くの利用ないし多くの集客があるとは想像しにくい。しかもあの街道で将来的に東西を結ぶ道が2本も新しく予定をされています。何年か先には必ず車の通行量が減少するだろうというふうに見通されます。

そういう中で軽々に賛成とは言いきれませんが、ただ、うまくやればなという感じは持っています。それは常識的に考えてみて2つの施設は何らかの相乗作用、相乗効果が互いに働くはずであります。私は今から用意周到にしてもらって、柔

軟な対応をしてもらって、その相乗効果を最大限に発揮してほしいということがあります。

そのためには、まず1つ、道の駅の青写真を一日も早く鮮明にすること。2つ目は、その青写真を前提に、場合によって温泉施設の設計の変更などがあってもいいのではないかと考えております。3つ目は、道の駅と温泉の場所はできるだけ接近していたほうがいいと思う。何らかの形で2つをつなぐことができないか。そうしたらなおいいと考えております。もっといいのは併合できないかということでもあります。温泉に入れる道の駅というイメージの売り出しがベストであると私は考えております。しかも、併合というのは税金の無駄遣いという非難は言いにくいですね。2つの施設を別個に建てるよりも、初めから合体したほうが安上がりになっています。温泉施設に道の駅の機能をプラスしたほうが、今設計中の温泉施設より集客力が上がるのは間違いないと考えております。

細かいことを指摘させていただきますと、どうも今の永平寺温泉の設計を見ますと、先ほどから話題にも出ていますが、物品販売コーナーとか、あるいは飲食のスペースが狭くて魅力に乏しいと私は思っております。相乗効果というのは道の駅プラス温泉施設という足し算ではありません。道の駅掛ける温泉という掛け算の効果でなければならないのであります。

温泉に入れる道の駅ということで今の温泉施設の機能を高めたりできますし、全体的に温泉施設のスペースも一回り広くすれば私は掛け算になると見込んでいますがどうでありましょうか。ご見解をお伺いいたします。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） ご質問のあり方ということと合体とかそういうふうなご質問でございますけれども、まず今現在あります、計画しております永平寺温泉を利用した健康福祉施設は、子供からお年寄りまでのすべての町民の方の健康増進、余暇の活用、介護の予防など交流の場になることを基本理念として整備を進めております。このため、議会の温泉利活用特別委員会や町内の有識者で組織しました健康福祉施設利活用会議、大学の先生を交えた健康福祉施設整備推進会議などを開催しまして多くの皆様からご意見をいただきまして計画の中に組み入れさせていただいているところでございます。

現在、建設課が中心となって検討している道の駅は、ドライバーの休憩はもとより観光や物産など永平寺町の情報発信拠点となる施設であるため、道の駅ができれば、2つの施設が持つそれぞれの特性を生かすことで相乗効果により集客力

が向上できると考えております。町といたしましては、先ほどの物品の話ですけれども、健康福祉施設の積み上げられてきたコンセプトと検討中である道の駅との間で調整を図りながら、地域の振興と発展に寄与できるよう内容を精査し事業を進めていきたいと今考えているところでございます。

また、施設の合体というお話でございますけれども、健康福祉施設を整備することにつきましては、昨年6月に募集要項を公表しまして、8月に提出された提案書を審査し、運営事業者と設計業者の選考をいたしました。現在、この選考された業者からの提案内容に基づきまして、建築のための実施設計を作成しているところでございます。

町ではこの健康福祉施設を少しでも早く町民の方に利用していただきたいと考えております。来年3月のオープンを目指しておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 道の駅のことにつきましてお答えさせていただきます。

道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供並びに地域の振興に大きく寄与することを目的に、道路の沿線に駐車場やトイレなどの休憩機能、道路情報や地域に関する情報を発信する情報発信機能、地域交流を促進する地域の連携機能の3つの機能をあわせ持つ施設でございます。これは先ほどもご説明させていただいたとおりでございます。

町といたしましては、特産品の販売による地域の活性化、観光の広域化に対する拠点づくり、交流の促進によるにぎわいを創出するため必要な施設であると考えております。整備には、道の駅としての空白地帯であること、観光の振興の拠点になることが条件でございます。永平寺町は広域観光の拠点として適地であると考えております。

平成22年11月、JAF、社団法人の日本自動車連盟が道の駅に関するアンケートを実施した結果によれば、道の駅にあればいいと思うサービスの第1位が入浴関連施設であることから、永平寺温泉を生かした複合的な相乗効果や広域観光の新たな観光資源として地域の活性化に貢献する永平寺町に必要な施設であると構想を持っております。

また、温泉施設との関係につきましてでございますが、これは道の駅との駐車場を連結することの考えを当然持っております。スムーズに出入りができるよう

な考えをしております。

また、先ほどご質問にございました規模、予算等につきましては、今のところ、先ほども申し上げましたとおり県との協議段階でございますので、決まり次第、青写真等々につきまして議会に早い時期にご説明をお示ししたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 合体ということに関しては、その気がないみたいなのでまことに残念ですけれども、私は非常にいい案だと思います。それはそちらのご都合もあるでしょうで、ベストな案というかベターな案を今から申し上げたいと思います。

確かに今、駐車場をどちらも使えるというのは、これは最大のメリットの一つだと思います。いい面もありますね。

ただ、答弁を聞いていて感じるのは、2つの施設がぼんぽんと並んでも、足し算ではだめだと言いたいんです。相乗効果というのは掛け算なんですね。相乗の「乗」というのは掛けるという意味です。それでその掛け算になるにはどうしたらいいかということをおは心配をして申し上げているんで、多少は聞く耳を持っていただきたいなと思っております。

例えば、一番心配なのは、先ほどからもいろいろ話題に出ていますけれども、温泉施設というのは先に設計されて固定化されるわけやね。そうしてしまうと後にできる道の駅のほうというのは非常に僕はやりにくいと思っています。というのは、品物にしても、先ほど物販販売が非常にダブる可能性があると言っているけど、これはやっぱりどう考えても、先ほどの金元さんの意見とちょっと合うかもしれないけれども、これは両方が足の引っ張り合いになるというのが常識的な考え方だと思いますね。じゃ、物品販売を温泉施設でやらない、あるいは飲食をやらないということになると、これまた契約違反になってしまうんで非常に難しいんですけれども。一遍そこら辺を整理して、整理されるということは先ほど副町長もおっしゃっていましたがけれども、いろんな物品販売あるいは飲食に関して、あるいは経営主体をだれにさせるかということを含めて一遍整理して、がらがらぼんまで行くとあれやけれども、道の駅に完全に譲ってしまうという手もあるんじゃないかと。あるいはその経営主体はさっき言ったかな、温泉を経営する人にあげてしまうというのも一つの手やね。

それがベストかどうかというのはこれから検討していただきたいと思いますが、けれども、私はとにかく相乗効果を出すためにはやっぱり時間をかけてね。どうも温泉施設が先にできて、じゃ一体あの道の駅、どういう機能をするんだとなってくると、私は私の思案を持っていますよ。ということは、じゃ、どんなふうにするんだということがなかなか出しにくいと思いますよ。私はそれなりに松岡とか永平寺町の本当にいい商店がある。そこら辺にいろんなものを売ったり食べてもらったり飲んでもらったりするのも一つの手かなと思っておりませんが、それはそれでまたいろんな縛りがあって難しいかなと思っておりますけれども。

少なくとも、せっかく隣にできるわけですから何らかの形でつなげてほしいなと。できる限り短い、例えば廊下というところとちょっと芸のない言葉ですけども、そこら辺で簡単にできるような、そういう意味で鉄骨よりも木造のほうが非常に後で設計代を含めて建物も変更しやすいんでそっちのほうがいいんでないかなと、そんなことも考えたりしています。販売コーナーであるとか、あるいは飲食コーナーを道の駅に譲ってしまえば、温泉の大広間にしても温泉のおふろ場にしてもその分大きくできるのではないかなと、そんなことまで考えています。

細かい点で批判をさせていただければ、3億2,000万ですからそんなに大きな金額ではないのであいう設計になってしまったんですけども、どうも今の温泉のほうはふろ場を含めて、広間も含めていろんなことが小粒だなという感じがしてね。今回、今さらもっと大きくしろというのは反対派の言うことではないかもしれませんが、どうせやるんだらというね。先ほどの住民の声として、どうせ税金を使うんならお客さんにたくさん来てほしいという願いもあります。そんな方向で考えていただければと。とにかく私は、今申し上げたように、あくまでも道の駅を永平寺温泉の集客力アップにつなげてほしいという、そんな思いで申し上げました。ご理解を願いたいと思います。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、道の駅のいろいろなご意見をいただいておりますが、これは初め商工会からのお話でした。それでこれ県議会でも取り上げられましたし、上志比地区からも出ておりましたけれども、それは大分前、2年ほど前の話ですからそういうことです。道の駅も、申し上げていますように、こっちのほうといひますか、和泉村にはありますけど、永平寺、勝山、大野にはないものですから、ポケット的にあいていたところですのでそういういろいろな話がありました。それで商工会のほうからお話いただきましたし、上志比地区も温泉の話が出まし

てからもお話をいただきました。

きのう申し上げましたように、その休憩とか、あるいは情報発信とか観光とかそういうような地域の活性化、いろいろな機能があるわけですが、これが県内に9つあります。大きいのは100台ぐらいの、三国とか坂井市のは非常に大きい。行って見てはおりますけど、小さい20台のところもありますいろいろな形があります。そういう中で、やはり駐車場なんかも基本的には20台以上ということになっておりますが。今、ちょっと行ったり来たりしますが、温泉のは40台ぐらい確保するということなんです。それで、これ時期的にちょっと違いますので、これから県のほうでも大野とか勝山とかいろいろなところから話が出ていますので幾つもできないということですが、たしかことし鯖江市と越前町でつくることになっています。そうすると11ができるわけですが、そのほかにもいろいろなところが手を挙げているといますか、そういうふうな話があるわけです。それで内容的に永平寺町が有力とか何とかというのはこれからの話です。

ただ、これも昔グリーンセンターの横とかという話もありましたいろいろな話を聞いておりますけれども、場所的に健康福祉施設をつくれますので、今ありましたように相乗効果とか、それから有機的な連携を図るとかいろいろなこともあって、そこが416号に通ずるところですのでそういうことがどうだろうということで今上志比の健康福祉施設のところでということを考えています。

それで、今お話ありましたように離れてつくことは考えていませんので、それはこっちからも入れるし、こっちからも入れるということで、もう全然場所は続きなんです。そういう中でどういうふうな形のものができるかというのはこれから具体的な話を進めていって、県もいろいろなところから話が来ていますので、やはり絞っていくのにそういう効果があるところがいいということですので。もっともう少し議会でさっき構想を示すようにという話もありましたけれども、構想も示していかなあかんと思うんですけども、まだその辺がいろいろなやりとりがありますのでそういう状況にあります。

それで、これまでの道の駅を見ていると、基本的には駐車場とかトイレとか、それから情報発信機能というのは県のほうとか国の予算でやっていただくということです。それからその中に地域振興施設と言うていまして、物産の販売とか何かやっぱり立ち寄る、そういうところが欲しいということでもありますのでそういうものは地元でという話を、9つのところはこれまでそういう感じで進めてきて

おります。

さっき、今度の健康福祉施設との売店のお話もありましたけれども、あれは基本的には中に入ってから話ですので、道の駅は外で車の周辺でいろいろ機能を果たすということですからちょっとそことは違うと思うんです。今の健康福祉施設にしましても案外野菜なんかを売らんとしますので、ちょっとほかのものは売るとは思いますけど、そうしますとどういうものを売るというんか、そういうことがいいんかどうかもありますし。

それで、今いろいろ調べておまして、指定管理者でやっているところもありますし、地域の青年会とかそういうところが受け持っているところもありますし、いろいろなやり方をしております。これから十分そういうことも考えていかなあかんのですけれども、いい形でそういうことができるかどうかということもありますし、それから料金の話もありますし、基本的には維持管理費ということですので、電気料とかそういうのがこれから町が持つようになると思っています。だから今のように直営ですととてもですけども、どなたかにかわってもらって運営してもらおうということが一番いいんだろうと思います。

それで、大きさもさっき申し上げましたようにいろいろな、福井のあそこのあれは道の駅ではありませんけど、あれだけになりますと相当非常に大きいと思いますし、それから305のところにある三国のが一番繁盛しています。坂井市も案外大きいんですけども、案外小さい20台ぐらいのところもありまして、どの辺の規模を考えるかということもこれからの課題なんですけれども、そういうことも十分含めていきたいと思っております。

永平寺町内で幾つかそういうものが、販売の施設があるということもお聞きしておりますが、女性の起業家というんですか、栃原の浄法寺のあそこにも店を出していますし谷口のところにも出していますし、それから上志比のメイトのそういうところに土曜日店を出しております。そういうこともありますし、れんげの里もこの間、土、日にちょっと行ってきましたら、冬ですけども非常に品物が満杯に詰まっていますし、大分いろいろ工夫をされております。人もたくさん来てまして、この間の日曜日は相当来たということです。さっき金元議員さんも話ありまして1億円を超えるということですので、それはハウスをつくったりいろいろなことで手助けもしていますけれども、そういうことも含めて、やはり地域の中で十分そういうことができなければならないと思いますので十分考えていきたいと思っておりますし。

道の駅というのは案外ほかの人も来るといふことですので、高速道路もできま  
すけれども下道といふのも非常に大事でありますので、高速道路は今、例えば勝  
山、大野はトンネルですから全然そんな人は入ってきませんし、大野から油坂峠  
もほとんどがトンネルです。今ちょうど永平寺町の中部縦貫といふのは見えると  
ころで走っていくといふことですので、おりるところなんかも非常にいいといふ  
ことでありますので、そういうことも含めて十分検討していきたいと思っております。

それで、県がわかったと言っているわけではありませぬので、いろいろなほか  
の市や町も手を挙げておりますので、その中でやはり地域に合った道の駅をつく  
るようにな話合いも進めておりますので早くそういう構想といひますか、今後  
金額的なことも出てくると思ひますので、今のところまだそこまでいっていませ  
ぬのでこれからですけれども、ひとつよろしくお願ひをしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 大変お詳しい答弁、まことにありがとうございます。

答弁を聞いていますと、私が申し上げていることを相当理解していただいたな  
といふふうにお思ひますし、また限りなく合体に近いなといふ思ひもいたし  
ましたので安心をいたしました。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

10分から再開いたします。

（午後 2時02分 休憩）

---

（午後 2時10分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 2点目、若者の雇用促進に町の大胆な具体策を求めるとい  
うことでお願ひいたします。

地元の若者の雇用促進に町は大きな関心を持っていると思ひます。町長自身も  
そういう旨の発言をいつもしております。しかし、具体策となるとなかなか見え  
てこない。実際に町独自とか町単体でそれなりの効果があるような政策は考えに  
くいといふことは理解ができます。永平寺町は福井市に隣接している関係で地元  
の若者の雇用がそれほど深刻ととらえていないかもしれないし、また、福井県の  
新卒の雇用情勢もデータによりますと相変わらず全国で一番いいと。そういうこ



ともあって危機感がなかなか持ちにくい。

しかし、私は現状は非常に厳しいものがあると思っております。何らかの仕事にはついているかもしれませんが、正社員でなくて派遣とかニートとか、あるいはアルバイトというものもあります。ところがそういう現実を知るデータを町は持っていないんじゃないかと思います。その事情は若者は声を出さないし声を出しにくい、そういう面もあります。表面にはなかなか実際問題として出てきません。いい職になかなか恵まれないというのは何も若者だけの問題ではありませんけれども、学校を卒業した春から正規の仕事がないというのは確かにかわいそうであります。その解決のために町は、例えば企業の誘致なり努力をしないわけではないけれども、今の社会情勢の中、簡単に事が進まないのも現状かと思えます。

じゃ、どうすればいいかと。私は、今申し上げたように、まず町の若者の実態調査といいますか、雇用情勢を知ることから始めなきゃいけないと思っております。それが第一歩です。まずそういうお仕事をしてほしいなと思っております。私なりに考えますと、やっぱり完全無記名のアンケート調査ぐらいしか私には思い浮かびませんが、そんなことをひとつお願いをしておきます。

もう一つは、この質問のタイトルは「若者の雇用促進に町の大胆な具体策を求める」ということですので、私のほうからも大胆な提言をしていきたいと思っております。私は、我々の住む社会のあり方とか私たちの人生の価値観とか、あるいは社会観そのものも変えていくことから始めなきゃならないというふうにも思っています。それには従来の慣習とか国の法律、あるいは町で言えば条例さえも見直す必要があるだろうと。今までの常識にとらわれてはいけなないと、そういう決意がまず必要であります。そして我々、政治とか行政にかかわる者は地元の若者のことを本当に思っているし、若者の手による地域づくりに期待もしているし支援もしていくという、そういう態度をまず鮮明にあらわす必要があります。そうでないと、今の若者に申しわけなさ過ぎます。

野田総理がよく言いますが、年金の話、きのうも予算特別委員会で出ておりました。年金の支え方がおみこし型から騎馬戦型に、将来的には1人で1人を支えなきゃいけない肩車型になってしまう。そうならざるを得ないということに涼しい顔しておっしゃるわけです。今の若者には冗談ではないという話になります。非常に今の世の中というか政治に対して絶望しつつあるんじゃないかというふうにも思っております。私たち大人は今の若者世代に当然のことを、希望とか

自信を失わさせてはならないのは当たり前でありまして、ここ一番、国や県だけに任せず、地元の若者を支援すべく町も乗り出す必要があるのではないかというふうに思っております。

そこで私の提案であります、最近、役場の一般職を初め保育士や、この間は給食士などの採用に非常に応募が殺到しております。消防士さんはここ数年募集しておりませんが、これも募集すれば応募は殺到するでしょう。大変にやる気があって能力のある若者たちが受検されていると思いますので。正職員として採用するのはいつも3人程度という非常に少人数であります。だから倍率は非常に高い。十数倍。今回は何倍だったか知りませんが、大分多かったと聞いております。まさに狭き門であります。私はこれらやる気のある、そして能力が高い若者であれば、少人数でなくて、何とかしてもっと採ってあげたいなという、多くの職員を採ってあげたらどうかな、採用してあげたらどうかなということ、そういう手だてがないかなということをおもっております。

実は通告書にも書いておきましたけれども、大分県の沖のほうに姫島という島があります。この役所は職員の採用を午前中と午後に分けております。いわゆる一種のワークシェアリングであります。こういう決断をしている、実践している市町村にあるとは聞いておりましたが、生き残りをかけてすさまじい決断でありました。そこは農業が中心のまちであって、午前から午後のどちらかの勤務に分けておりますから時間があきますよね。農業が中心のまちですから、そのあいた時間を農業に専念してほしいと。そして町の農業を守り育てていこうというねらいであります。同時に、町の一般職や保育士に限らず、農協さんとか、あるいは商工会、社会福祉協議会らにもこの方式を取り入れているとのことあります。

はともかく、私は今の多くの若者に身分を保証してあげて社会的な存在として若者に期待しているということを鮮明に打ち出しているという、これが非常に高く評価されるというふうに思っております。

私もおくればせながら何年か前からこういう町があるとは聞いてはいたんですが、このことを知ってまさにこれだと、町の活性化の突破口になると直感をいたしました。今、永平寺町も農業に限らず、商工業の零細企業や商店では後継者問題、後継者不足ということが本当に深刻であります。姫島方式で、やる気があり元気で前向きな若者を町関係の職員として極力たくさん採用すれば雇用促進を実現するばかりでなく、地域の産業を守り、なおかつさまざまな分野でボランティア精神を発揮しまちづくりに貢献してくれるなと思います。まちの元気に貢献を

してくれると思います。まさに一石三鳥、四鳥の政策だというふうに私は自画自賛をしておりますけれども、行政も高く評価されることと信じます。先ほどから話題になっている定住促進にもつながります。

どうでしょうか。ご見解をお聞きいたします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 雇用の促進ということでのお尋ねでございますが、今ご提案いただいたことも含めての話ですけれども、最初にそういった地域の特性と申しますか、事情が違うということもあって、一番最初に申し上げたいのは、町の職員の採用といったこと、そして町の雇用の促進といったことについてはこの永平寺町という、こういった町の中ではやはりなかなか同じにはしづらいということがまずあるかと思えます。

今議員のご提案のあった大分県の姫島村といったところのワークシェアリングの件でございますが、これはご承知だと思うんですが、この姫島と申しますのは一つの離島、一つの島で人口2,500人程度の村でございます。そして産業は漁業のみでございます。そういった特性と申しますか、そういった事情がございます。そういったことから、今ご提案いただいたような勤務時間を短くしてその分人の数をたくさん採用するといった、そういう村の政策として村の役場の職員を採用するという形で雇用の促進を図ったということでございます。

ちなみに、この姫島の現在の役場の職員が、人口2,519人に対して役場の職員が191人になっております。ということは、人口13人に1人が役場の職員ということです。これを永平寺町の人口2万人ということに置きかえますと、町の職員が1,500人以上になると、こういうことになるわけですね。こういうことが果たしてどうかということについては私はあえて申し上げませんが、とにかく一番最初に申し上げたように職員採用というのと雇用の促進というのは、これはなかなかイコールでは議論ができないというふうに思います。

ただし、これは前々から申し上げておりますけれども、町役場というのは今268名の職員がおりますけれども、やはり町内でそういった職員の数を考えますと大きな事業所であるということは事実でございます。そういったことで職員の採用も定期的に行っておりますし、またこれは行政改革の中で正規の職員はなかなかふやすことはできませんけれども、いろんな需要にこたえるために住民サービスを上げるために、例えて言うならば、保育士の職であるとか調理員の職であるといったところでは、嘱託という形態ではございますけれども60名前後のそ

ういった職員も1年に間に採用をして仕事をしていただいていると、そういう状況にあります。そういったことで、町としても雇用という一端は十分に担っているというふうに今考えているところでございます。

また、そういった制度といいますか、新しい物の考え方ということについては十分研究をしたいということでございます。

○議長（河合永充君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 簡単にわかりましたとは当然言えないことぐらひは想像はついておりますけれども、ただ、2万人の人口だから1,500人なんていうことを言われると、私はそこまで要求するわけがないんで。

私、今の社会というのは、やっぱり相当厳しい社会でわかった人たちが気持ちの上でわかるものを持っているよということであらわす必要があるだろうということです。緊急避難的に多少たくさん採ったほうがいいんじゃないかと。個人的に布目課長とよく話をするときには、「本当に最近優秀な人材が受けにくるんだ」ということで喜んでいらっしゃる。後でもその職員採用についてちょっと触れますけれども、私は今がチャンスかなと思っております。落とすには忍びない若者もいることもあわせて思っております。

職員の採用に関してまた一つ提言をさせていただきたいんですが、いつも行われています職員採用の際のペーパーテスト、私、かつてもこういうやりとりしましたんで多少は知ってはいるんですが、ペーパーテストの中身そのものを見たことがないんですが、一般的に国家公務員とかあるいは地方公務員の試験だというイメージだと思っておりますが、それでいいんですね。感じとしてはかなりレベルの高い一般常識というんか、そういうものを問うような試験だと思うんですが確認をしたいと思います。

私はこれ、言葉はちょっと悪いんですけど、広く浅く知識を求めているという感じだと思うんですが、私はそれはそれで必要でしょうけれども、これからはそういう幅広い知識を持っているゼネラリストプラススペシャリストも大事かなということをおもっております。専門学校とか大学なんかで一般的には特定の分野の専門的な知識やらノウハウを仕込んで卒業してくるわけですから、実際にはそういう専門的な蓄積を試験で問われてもいいんじゃないかなと。一般的な常識とか教養も確かに必要でありますけれどもそれだけではこれから不十分で、どれか一つでもいい、特定の分野で卓出したものを持っている人も重要視したほうがいいんじゃないかと思っております。

一番そういうことがわかりやすいのは資格を持っていらっしゃる方だと思うんですが、実はこれもこの間の福祉課の課長の話の中で、先ほどの金元議員の包括支援センターのことでそういう介護関係、福祉関係の資格を持っている人が一人もいないということがちょっと衝撃的でした。私は、資格に関しては初めからある人を探るのが一番いいんでしょうけど、若い人にはこれから入ってからも、簡単な資格と言ったら語弊あるかな、まさに今から弁護士になれとか一級建築士取れと言っているわけじゃないですから、一生懸命勉強したら取れる程度の資格は若いころに挑戦させたほうがいいんじゃないかなと思っております。あるいは、採用試験のときに専門性を確かめるという意味で小論文くらいは課したほうがいいかなと。

今、本当にたくさんの若者たちが地方公務員があこがれというか、たくさんの方々が挑戦をしています。私は、先ほども言いましたけれども、さまざまな角度、さまざまな手段で今の金の卵を見逃してはならないと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 職員採用試験については、これはご承知のとおり、県の町村会が実施している共通試験というところで共同で町が実施しておりますけれども、これを受検をしていただいております。試験そのものは東京にあります人事試験研究センターといったところで作成したものを送ってきます。私も何度かこの試験の立ち会いをさせていただいて試験の内容もちょっと見させていただいておりますけれども、相当幅広い分野から問題が出されております。これはすべて回収をしまして持ち出しはできないようになっておりますけれども、相当間口が広いということです。また、数学の問題もありますし英語の問題もあります。当然行政法に関する問題等も含まれておりまして、幅広い分野から問題が提出されております。そういったところ。そしてまた別に、性格あるいはそういう事業所というか複数の社会のところに向いているか、適性といいますか、そういうものをこのペーパーで判断するような、そういうものを2種類受けていただいております。そしてそれによって第一次試験ということになりますけれども、第二次試験においては今おっしゃったような作文を、これは課題として与えております。これは全職種に共通しております。また、面接もやっております。これらの総体で合否を判断するというふうな形になっております。

そういうことで、先ほどちょっとおっしゃってございましたけれども、最近是非

常に優秀な受検者が多くなってきております。今回の試験の倍率をちょっとご紹介いたしますと、一般職は19.8倍、保育士は8.7倍、それから消防士は5倍、また技能員については11.5倍と、こういった高率の競争率になっておいて優秀な受検者にたくさん受けていただいているということで、職員も当然そういったところをくぐった職員でございますので、また今後、研修等も受けていただきながら専門的な知識も修得していただきたいというふうに考えております。

○議長（河合永充君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 細かいことで恐縮なんですけど、作文があるということなんです、その作文のテーマというのは毎年変わるんだろうと思いますけれども、そうするとそこら辺でその専門性を問うようなことをやっていただければ、私としては大変ありがたいことだと思っております。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 作文試験については、当然今申し上げた職種によってテーマが違います。これはもちろん毎年違いますし、職種によって課題が変わっております。

○議長（河合永充君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 3つ目の質問に移ります。

御像さんのにぎやかしきの復活には町を挙げて取り組むべきではないかということをお願いをいたしています。

先に大燈籠ながしに触れます。

永平寺町の住民のパワーを結集し、また大本山の大きな協力をいただき、大燈籠ながしのイベントは大変なにぎやかしきを發揮し、町内外あるいは県内外から本当に多くの方々にお参りをいただいております。大本山の力も大きいですが、何と云っても地元の方々、地元の諸団体のボランティアを初め役場の職員さんの下支えがあってこそ感じております。私も多少お手伝いをさせていただいたこともありますが、旧永平寺あるいは旧上志比、旧松岡の住民が同じ作業に汗を流すことによって一体感も味わえますし、こういう活動の一つ一つの積み重ねが旧3町村の一体化とか、あるいは融合化といったものにつながっていくのではないかなというふうに感じ、いいことだなとしみじみ思っております。大変喜ばしいことであります。

しかし、もう一方で少し違う気持ちもあります。それはもともと大燈籠ながしは旧永平寺町が始めたものでありますので勢い場所も旧永平寺町となっております。

す。そのことに一定の理解はもちろんしているんですが、松岡の立場から申し上げますと、最近で言うと松岡の祭りの魅力の一つは住民の手で作り上げた11基の山車であります。その山車を大燈籠ながしのイベントにも引っ張ろうという話はあったようですが、結果的にはいろいろな事情、例えば運ぶには遠過ぎるとか、紙でつくられていますのでちょっとした雨にも弱いということで断念をしたという結果になっています。したがって、あの11基の山車は倉庫に何年もの間眠っています。まさか永眠ということにはならないと思いますけれども、一日も早く引っ張り出したほうがいいんじゃないかということを思うわけです。

私らの町会は神明1丁目ですけれども、地元の壮年団は壮友会といいます。壮友会でこれも一生懸命つくりました。これは実は山車というのは、やっぱり専門的にはノウハウというんか技術を持っている人にどうしても頼らざるを得なくて、やっぱり4人か5人ぐらいが毎日のようにやって非常に苦勞してつくりました。私らは素人ですからそこら辺にいて、何か機械の名前言われてもわからんような状態で、ただ移動だけが仕事でしたけれども、ほんだけ苦勞した山車ですので思い入れはあります。我々壮友会もたまにふっと思い出すんですね、「山車、あれはどうなったんや」と。あの堤防のわきにある倉庫の近くにいるとやっぱり思い出すんですね。やっぱり1年に1回ぐらいは引っ張りたいねということになっております。

できたら私は大燈籠ながしのときに引っ張りたいなと思っておりますが、そういう意味でも、大燈籠ながしは3年に1回の松岡、上志比、永平寺の持ち回りにしたらいいんでないかなということを、そういう意見も出ています。山車のことだけでなく、3年ごとの持ち回りのやり方がもっと盛り上がるんじゃないかというふうなことも想像いたします。松岡ではこういう意見もあるということで、担当はどの課かわかりませんが、一度こういう話題を出していただきたいなと思います。

もう一つ見直していただきたいのは、この質問のメイン、御像祭り。私たちは昔から「御像さん」と言っておりますが、何とかして昔の御像さんのにぎやかしさを取り戻したいと、復活させたいということで申し上げます。

一つは、8月20日過ぎごろに行われる大燈籠ながしとの関連であります。ご存じのように、御像さんは松岡藩5万石の藩主であった松平昌勝公の遺徳をしのんで、松平昌勝公の命日に合わせて8月27日、28日ということになっております。したがって、この大燈籠ながしが最近では8月20日過ぎに行われること

になっていますので、大燈籠ながしが終わるとすぐに御像祭りがやってくるというあんばいになっております。これはいろんな意味で御像祭りにかかわる者が大変であります。両方にかかわっている者は大変であります。

片方で、町を挙げて予算面でも仕事のにも行政が総力を挙げて支援している。私は御像さんは永平寺町にとっても、松岡でそうであったようにやっぱり歴史的な遺産、そしてまた文化的遺産であり、かつ民俗的な遺産だと思っております。予算をもっともっとふやしてほしいというふうなことは私の口から申し上げませんけれども、物心両面とよく言いますけれども、物心の「心」、心の面で支援をいただけたらと願っております。大燈籠ながしも大事ですけれども、御像さんのことをちょっと忘れてはいませんかということでもあります。

決して日にちが接近しているから御像さんが寂しくなったということではありません。かつては大吉田郡を代表する祭りであり、大吉田郡から人々が集まってきたと聞いております。我々の子供時代からでも大人相撲が人気がありました。

などもありました。体の小さい大人の相撲取りが高校生の本当にでかい相撲取りをいっぺんに倒しているのを見て、やっぱり子供のころに驚きました。盆踊りも松岡小学校が老若男女でいっぱいだった。また、「男はつらいよ」の寅さんのような方が来ていた時代もありました。物を売るための口上は子供心にも引きつけられましてずっと聞き入ったような次第です。今思うと結局は完全なインチキ商品ですけれども、だまされることも含めて楽しい祭りであったというふうなことが思い出されます。しかし、時代は変わってしまいました。御像さんが寂しくなったのはだれが悪いというわけでもありません。でも御像さんのにぎやかさを知っている年代の方々からは何とか復活を望む声大きいのであります。

本来なら時間があれば、一種の祭り論といいますか、本来の祭りはかくあるべきだというのが幾つかあると思っていますので、そこら辺から話をしたいんですが、私の思っている祭りというのは簡単に言うと、たくさんの老若男女が一堂に会して見たり見られたりすることで気持ちが高揚する。勉学とか労働の日常から一時的にはあるけれども開放され、一瞬一瞬をせつなせつなを楽しみ遊ぶような世界だと思っておりますけれども、そういう体験を通じて地元意識とか、あるいは地元を愛する気持ちというのが培われていると思っています。おかげさまで私自身が実際に子供の時分より、今いろいろ申し上げましたけれども、先輩の大人たちのおかげで随分と御像祭りを初めいろいろな祭りを楽しませていただ



きました。だからこそ大人になった、働くようになってから、23歳のころですけれども、40年前の話なんですけどね、実はそのころから御像さんの衰退は始まっていたと感じています。

だからより積極的に祭りを盛り上げていこうと、御像さんを楽しんでもらおうということで、主宰と言うとおこがましいですけども、その気持ちでいろんなことをやってきました。例えば小さなことでは青年活動で、青年学級でしたけれども喫茶店やバザー、個人的には松小体育館で音楽のコンサート。盆踊りが廃れていく中で盆踊りも復活させたこともあります。町連合青年団があったころには、久しく途絶えていた花火大会を復活したこともあります。もう一つ、町連合青年団で、薬師から神明、葵、芝原、春日と盆踊りのパレードをしたこともあります。そのときは本当に沿道を、埋めてくれたと言うとちょっと大げさですけども、出てきた住民の方々が本当に喜んでいる顔を見て鳥肌が立つぐらい感動したことがあります。

最近では、これは十数年前のことですからご記憶の方もあるかと思えますけれども300年大祭。子供中心の、町長とお二人に、あの当時の町長は議長のお父さんでしたけれども、お馬に乗っていただいて大名行列を何十人かでやったことがあります。あれは旧町を練り歩いたんですが、本当にお年寄りには拝まれました。そのぐらいのときもあったんですが。実は楽しんでもらおうとやっているんですが、やっぱりやっているほうが楽しいですね。とにかく300年以上も続いてきた御像さんの伝統を絶やすわけにはいかないと、そういう思いでいっぱいあります。

大燈籠ながしの見直しのことは通告では言ってなかったかもしれませんが、御像さんのこととあわせて、各課長、ご感想をいただければありがたいと思います。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） お答えしたいと思います。

大燈籠ながしでございますが、これは実行委員会組織で事業規模も昨年は2,700万ほどの規模で行わせていただいておりますが、大本山永平寺の協力であるとか地域の皆様の協力、またいろいろな関係の業者等皆様のお力を総結集させた、先ほど議員さんが申されておられましたが、一体化したと、そういったことで進めさせていただいております。

昨年の事業につきましては、平成23年でございますが、8月21日に九頭竜

川永平寺河川公園で実施させていただいております。昼の部につきましては、FBCラジオの公開生放送やらバザー、こども広場などを実施いたしまして、夜の部に、夕暮れコンサート、川施食法要、大燈籠ながし、花火と。そして去年は特に3・11の大震災に係りまして東北支援ということで、川施食法要にて被災者の方々の供養、大燈籠を飾り供養をさせていただいたと。そして被災者の招待をさせていただいたというような事業内容をさせていただいたところでございます。現在のところ、永平寺町の夏の風物詩として定着しておりまして、全国に情報発信させていただいているところでございます。灯籠販売につきましても、南は沖縄、北は北海道といったようなところからの申し込みをいただいていると、そういったような事業になっているような状況でございます。

それで、先ほど3年ごとの会場持ち回りというお話も出たわけでございますが、これにつきましては河川敷の使用の縛りといいますか、これは国交省の管轄であるとか県の管轄であるとかということが従前あったように聞いておりまして、会場づくりの点で非常にちょっと困難な部分があったというようなことも聞いております。そして、ことによりました受け入れの体制等、これは2万人ほどのお客様が参るというふうなこと、また駐車場の整備というふうなこともございますので、そういったことでそういった体制もとらなくてはいけないというふうなことにもなりますし、そういったことでまた慎重に今後できるだけ検討してまいりたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 2万人が十分に松岡で九頭竜フェスティバルの会場で受け入れることができるかということ、私そこまでは知りませんが、私のきっかけはやっぱり山車をとにかく1年に1回は引っ張りたいと。一番いいのはやっぱり大燈籠ながしでないかと。それは町内の祭りで引っ張ってもいいんです。あるいは御像祭りで引っ張ってもいいんですが、一番いいのはやっぱりたくさん見てくれる大燈籠ながしがいいんじゃないかと。私、遠いなんていうことは何とかなると思います。ただ、雨で一発でやられちゃうんでね。その辺だけは注意なきやいけないんですが、そういうチャンスがあればということ、またこんな話題が議会に出ているというよりも松岡で出ているということで、ひとつ話題として提供していただければありがたいと思います。

実はこう申し上げながらも、イベントというのは、本体は行政とか商工会らの

公的団体というのがもう手を出してはいけないというのが、そういう論評が専門家の間では実は一般的なんですね。そういうものにお金とか時間あるいは人的パワーを費やしている時代ではないということでもあります。そういう余裕があるならその分、本来の仕事に回しなさいということでもあります。私もこれはある意味正しいと思っていますが、やり始めたものをやめると言っているわけではないんです。あれだけ人が来ちゃうともうやめられないと思います。

だからそういう意味で、私も行政に対して「だからもっとお金をください」ということでなくて、先ほども申し上げましたけれども、本来、祭りというのは、私の持論ですけど、やっぱりやりたくてやるというんか好きだからやる、もう楽しくてしょうがないからやるという、そういうものだと思います。ずっと続いている伝統的な祭りというのはね。岸和田のああいうのが一番いい例かなと思いますけれども、やっぱり基本的に民間人が頑張らなきゃいけないと。あるいは気持ちの余裕があるからやっつけていけるというか、そんなのがあるんですが。

ただ、役場の職員さんのこの頑張りとかを見ていますと、ただ職員としての義務感というんか、仕事意識でやっているという感じはないですね。何か結構楽しく、特に若い人なんかはすごい働きをする。ああいうのがとってもいいなと思うんで、今後とも我々民間人と一緒に汗を流して、あるいはまたいい知恵も出し合っていていい祭りをつくっていければいいなと願って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（河合永充君） 松川議員、御像さんについての答弁を最後に。

○13番（松川正樹君） 済んません。どうぞ。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 済いませぬ。御像さんのことなんですけど、一応議員さんもお存じのとおり、昌勝公百回忌に木像をつくられて御像講というのが始まったわけなんでございますが、しかしながら、さっき議員さんがおっしゃったとおり各町内での御像さん祭りの取り組みも以前とは随分とさま変わりしているということは衰退の意気を感じずには私もおりませぬ。

御像さんのような歴史的、文化的、また民族的遺産の復活、活性化には地域住民の皆様の積極的な考え方、取り組み方一つで変わるものだと考えております。町でお預かりしております各地区の山車の巡行や展示、それとかまた、今おっしゃいましたとおり、相撲大会、盆踊りの復活、また大名行列の再現等いろんなことが考えられますので、町といたしましても町の活性化、地域住民の連帯感の情

勢につながるものと考え、ご協力できるところは今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

ありがとうございました。

○13番（松川正樹君） ありがとうございました。

○議長（河合永充君） 次に、14番、渡邊君の質問を許します。

14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 私は、通告に従いまして2点を質問をさせていただきます。

本題に入る前に、先ほど松川議員や金元議員が道の駅、道の駅という質問をされていまして。今、町長の答弁や、あるいは経済課長の答弁の中で今県との折衝中だというような話でございます。やはりまだ本町に誘致が決まったわけじゃないんですね。そして決まってもおらんのに中身の話を話すというのは、私は時期尚早じゃないかなと思うんです。例えば九頭竜川に泳いでいるサクラマスを、泳いでいるのに「あれつかまえて食べたらどうなるんや。塩焼きにしようか、刺身にしようか、酢の物にしようか」というふうな、こんな話は早過ぎるんですよ。やはり県から決まって初めて道の駅が「道の駅が来ることが決まりましたよ」「じゃ、どうしましょう」と言うて協議するのが我々議会の役目じゃないかなと思うんですけれども。

担当課長、もしも思いがあったらちょっと聞かせてください。

○議長（河合永充君） 通告にありませんので。

○14番（渡邊善春君） じゃ、いいです。

じゃ、私は2点の中で永平寺町の消防署の問題、そして町の木「油桐」の件についての2点についてお尋ねをいたしたいと。

私は、まずは消防長にお尋ねいたしますけれども、かつて松岡、永平寺、上志比、各それぞれに消防署がございました。そしてその後、2町1村が協力し合い吉田消防組合を立ち上げてきたと。そして私もその消防議会の議員の一人として、後ほど後のほうですけれども、参加をさせていただいています。いろいろと協議をしてまいった経緯がございますけれども、その中で、やはり1署2分署ということは非常に問題があるというようなことで消防署の統廃合ということをして今している。その中で一応凍結みたいな格好になりましたけれども、これはやはり上志比から永平寺町に抜ける機能補償道路の問題が、まだ道路の問題が解決していないと。だから道路の問題が解決してから消防署のことを本格的に取り組もうということで凍結されたかと私は記憶をしておりますけれども。

消防長、間違いないか、ちょっと。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） とおり協議されております。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） そのようになりまして、次に、我々も消防ということをしていろいろと考えれば、やはり消防の守備範囲が非常に広いと。火災から救急車から、山で遭難すれば救難、あるいは九頭竜川で事故があればまたその救命あるいは救助ということで非常に幅が広いんですね。そしてよくやっておるなというのが私の気持ちでございます。

そしてこの議会において私どもが、議長の進言もございましたけれども、提案する議会ということをしてうたいましてこの永平寺町から、行政から言われたからやっておるんじゃないんです。議会から、やはり議会が率先して消防統廃合特別委員会という委員会を立ち上げまして、そしてその中でいろいろと相談し、いろいろやってきましたけれども、その中で私も関心がございましたので、かつてさきの質問の中で11番の長谷川議員あるいは15番の伊藤議員からも消防の問題で大まかなことは聞いちゃったんで私はちょっと二番せんじになるかと思えますけれども。

やはり私ども、この議会の総務常任委員会として岡山県の津山市に視察研修をいたしました。岡山県の津山市はそれはすごい、市も大きいですから大きな消防署がございました。そしてその中で「議会とどういうふうな関係を結んだんだ。どういうふうな話したんだ」と言ったら、私にはちょっと心苦しい言葉が返ってきました。「本職は本職に任しとけ。議会がそんなこと言う筋はねえ」というのが向こうの消防の話でございました。「ああ、もちはもち屋か。我々は本当に遠くから見ているだけかな」というような感じを受けて帰ってきたんでございます。そしてその後、11月9日、10日、議会全員が輪島市のほうに視察研修をいたしました。そのときに輪島市と話したときに、輪島市は手柄をとったように「うちの自主防災組織はいいんだ」と言って自慢しておったんですけど「ああ、そうですか」と。しかしながら、私が思ったのは永平寺町の90の地域で自主防災組織は立ち上げていますよというようなことでございまして、そして本町のすぐれておるところは火災報知機が非常に、97%か98%かでやっぱり取りつけておられる。本当にすばらしいというのが私の率直な消防行政であろうかと私は思います。そして今後、我々消防議会として消防がやはりどのように進ん

でいくべきか、あるいはどのように審議をしていくかというのが我々の仕事でございませうけれども。

今後の消防が、消防行政においてさきの総務省からの報告がございましたけれども、福井県を3つの消防署に統合するというところでございまして、やはり本町はこの嶺北のほうで一つ、福井あるいは坂井、三国、あわら等を含む嶺北消防組合、そして永平寺町、勝山、大野それぞれの消防署の指令が一つになるということなんです。これで我々安心、安全なまちづくりができるのかな。そして生命と財産を守る消防行政が守られるんかという危惧をいたしました。やはり一日も早く消防行政を今のうちに整備をする必要があるだろうというのが私たちの思いでございませうけれども。

そして、さきの2月15日でございませうけれども、本町の消防の心臓とも言える指令台を見ました。随分古いな、これで本当に心臓部分になるのかなという危惧をいたしまして、その後、大野市に行きました。大野市に行ったらすばらしいんですね。2年ほど前につくられたらしいんですけれども、これは一言で言えばすばらしいと。そして消防長に聞いたら「まだいいところがあるんや」と。「どこや」と聞いたら「坂井市が最近つくられたんで非常に大きい」と。今度また議員全員で研修に行きたいなという思いでございませうけれども、やはりどうせするんだったらよりよい消防行政をしてほしいというのが私の気持ちでございまして、設備もやはりきちっと整えてほしいなという気持ちでございませう。

この内容等についてはさきの11番、15番議員に答弁のあったとおり、そのとおりだと思いますけれども、消防長、改めて何かつけ加えることとか、あるいは思いがあったらご答弁を願えればありがたいんですけれども。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） ありがとうございます。

本当に一生懸命になって私どもとともに研修していただいてよく消防のことを理解をしていただいたこと、本当にこの場をもちまして感謝を申し上げる次第でございませう。ありがとうございます。

その元気をいただいてこちらのほうでもしっかりと勉強させていただきまして、今後構築する消防体制につきまして、また議会と十分にご相談をさせていただきまして、また住民のご理解もいただくように一生懸命努力しますんで、またそういったところでひとつご協力、ご支援をお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） ありがとうございます。

そして町長にお聞きしたいんですけれども、平成24年度、来年度から中期財政計画とかいろいろあるんですけれども、やはり統廃合するということになればできるだけ早く、どのような姿にしようと思うのかを我々議会のほうに一日も早くやっぱりお示しを願いたいなというのが私の気持ちですけれども、出しますか、出しませんか？ 一日でも早く我々は協議に入りたいと思うんですけれども。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 消防体制についてのお尋ねでございますけれども、先般、全員協議会で永平寺分署をやめてというお話をさせていただきました。これはこれまでも申し上げていますように、救急体制の、どういうんですか、さらに確保をするということで、今の状況ではなかなか救急体制がとれないということで分署を4月からやめたいと思っております。そういう中でもう一つは伝播の調査を行っております、28年からアナログの電波からデジタルの電波に変わるということですのでその基地局の整備をしなければならないということです。

今もう3月ですので、これは全県下一斉にやっておりますので結果が出てくると思いますが、やはり一番経費のかからない方法でどこに基地局を置いたほうがいいのかどうかということが結果として出てきますので、そういうことも十分見きわめてこれからの、それは28年度から稼働しますのでそういうことを見て、今の体制がいいのかどうかということも含めて早く考え方を議会のほうにお示しをしたいと思っております。

28年度から新しい基地局ができるようになりますと、それによりまして消防の体制もどうすればいいかということも出てきますし、どこへ置いたほうがいいのかということも出てきますし、きのうも消防長から1本部1署体制というお話も言葉では出していただいておりますので、そういうことも含めて早く検討するようにしたいと思っております。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 消防行政において、やはり我々町民の安心、安全を守り、生命、財産を守る消防行政でございますので、ひとつ十二分に協議してよい消防行政をしてほしいなということ。そしてまた、本町の消防行政は非常にすぐれておると私は自慢をしておるんですけれども、やはりどこに行っても救急車の到着時間等は全国のトップクラスということを私は思っておりますけれども、電話か

ら5分前後で現地に到着ということで非常にすばらしい消防行政だと思うんです。

これをよりよく、より一層すばらしい消防行政にしてほしいなという願いをして、消防行政の、さきの議員がほとんど言っちゃったんで本当に中身は何ですけども、私は二番せんじになりましたんで申しわけございませんけれども、一日も早くよりよい消防行政をひとつということをお願いをいたしまして、次の議題に入りたいと……。

○議長（河合永充君） 渡邊議員、休憩とらさせていただきますよろしいですか。

○14番（渡邊善春君） わかった。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

10分から再開いたします。

（午後 3時02分 休憩）

---

（午後 3時10分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 次に、町の木「油桐」に対してお聞きをいたします。

我々、旧松岡地区の人は「油桐」と言ってもぴんとこんのですね。これはやはり「すしの葉」と言ったほうがよくわかるんですけども。上志比やら永平寺地区は知りませんが、松岡地区はこの油桐の葉っぱを本当に珍重されておまして、これは8月28日ですか、御像祭りには必ずすしをします。そしてその油桐の葉っぱに包んでその家の家庭の味のすしをつくられた。そしてみんなに振る舞っておったというのが現状でございます。そしたら町がやはり油桐を町の木として制定されました。

しかし、この油桐には非常に問題点もございまして、一つは、油桐というのは、やはり夏の間はいいんですけども、落葉樹であるということもございまして、そしてこれは、かつて松岡町時代に商工会がこの問題に非常に取り組んだんですね。そして行き着いたところがやはり油桐の葉っぱを保存するのに非常に困ったんですね。冬にはないということですね。やはり冷凍するか真空パックするとかいろいろな角度からやっておったんですけども、結果的にどうなりましたか、結局保存できないということで失敗に終わったんじゃないかな。

そして最近、永平寺町の特産物じゃないですけども、ふるさとの味というこ



とで非常に今でも珍重がられておるのがこのマスズしではなかろうかと。そしてこの葉っぱに包んでつくるすしを、やはりマスをネタにする家族もいれば、また、好きな人はサバを中に入れてつくる家庭もごございます。また、サバやマスは嫌いでサケを利用する家庭もごございますけれども。そしてやはりこの油桐は非常に永平寺町において珍重がられたと。そしてこれを、さきの予算の中にも油桐の苗木を育成するという予算が出ておったかと思えますけれども。

担当課長にお尋ねしますけれども、どのような格好でどのように植えつけをしていくのか。かつて松岡時代に、たしか上吉野だったかと思えますけれども、やはりずっと育成をしておって大きくなってしまっただけで移植が効かなかったと。そして我々の 余り需要と供給ですかね。なかったみたいな感じを受けるんですけれども、今度、やはりどのように育ててどのようにしてというその点を、できることならばご答弁を願いたいと思えますけれども。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（勝見隆一君） 答弁させていただきます。

油桐につきましては、本町の環境行政からの考え方で申しますと、「禅の心が息づく 緑と清流のまち えいへいじ」といたしまして環境面で地球資源などの大切さやその恵みを認識する意味から、古来より日常生活で利用されておりました油桐を新エネルギー、省エネルギーの題材といたしましてその活用を図ることとしております。平成22年には油桐活用プロジェクトがございまして、その中で油桐の種から100本余りの苗ができております。これは種1,000個植栽しましたが、植えました100本育ったということで今現在100本苗木がございまして、本年度はまたさらに300本程度の苗木を増産いたしまして、これを育苗プロジェクトへ取り込もうとしております。そしてできた苗につきましては各家庭のほうにお配りを、提供して増産を図りたいと思っております。また、苗木の増産とあわせて、このプロジェクトが計画しておりますろうそくなどの試作品の調査、研究もあわせてやりたいと思っております。

また、各家庭へ提供しました油桐の木につきましては、家庭で育てていただきましてすしの葉にも利用可能と。また、五、六年で実ができますので、その実を回収いたしましてろうそく、石けんなどの製品化も図りたいと思っております。また、できたろうそくにつきましては大燈籠ながしなどのイベントに使いまして、さまざまな町木としての油桐の活用として町木「油桐」をPRしていきたいと考えております。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 今、担当課長から細かく説明をされましたけど、本当にこの油桐が難しいのは、種から発芽させた木は割合に育つんですけども移植は割合に難しゅうございます。私も何度か経験ございますけれども、根が、毛根が少ないと。そのところをよく注意して配布をしていただきたいと。

私、今これを配布するということには非常に賛成でございますけれども、この油桐の葉っぱを放置しておきますとだんだんと葉が小さくなるんです。そして年末に剪定をすると来年はよい葉っぱができてくるのが現実でございますので、各家庭において育てていただいて、そしてよりよい葉っぱをつくるように、やっぱり各家庭にしてもらったほうが本当にこれはいいなと。町木として各家庭にこの油桐の木があるということはいいいことだなと思いますけれども。

ここで一つ提案でございますけれども、先ほど申しましたけれども、この油桐の葉っぱは保存が非常に難しいんですね。町当局として、保存方法において調査、研究をする余地があるかないか。できることならば、考えておられないんですしたら、やはり研究、調査してほしいなという気持ちでございますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（河合永充君） 農林課長事務代理。

○農林課長事務代理（河合淳一君） お答えさせていただきます。

農林課の立場としましては、家庭内におけます食育、地産地消の中で伝承料理という項目がございまして、その中に、議員おっしゃられます葉っぱずしというものがございまして油桐の葉を使用するということであります。

この油桐の保存ですけれども、おっしゃられるように1年を通して葉っぱずしをつくることはできないのかというご質問ですけれども、ある企業グループの方が県の機関と協力して保存方法を研究している最中だということで回答をいただいております。また、企業グループの方にお聞きしたところ、油桐の葉の一番よい時期は10月ごろということで、採取して冷凍保存する方法を研究しているということでございます。また、おっしゃられるとおりの課題も多く、変色したり保存中葉っぱが破れてしまったりと試行錯誤の状況であります。実現に向けて今後もグループとして取り組んでいきたいという回答でございました。

ただ、今、れんげの里にございまして、一部の企業グループが研究しましてイベント用で一部出品をされているグループもありますが、保存法については今のところ企業秘密のような形でちょっとはっきりわかっておりません。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） この葉っぱを、言うならば保存するのは企業秘密という、当然あるのかなと思いましたがけれども、これを広く町民に、町民が年間を通してこのすしを親しみのある伝承料理の一つとして広めていってほしいなという気持ちでございますけれども。

このすしは、やはりきのうやおとといにできたものじゃないんですね。何十年も昔からできているすしでございます。葉っぱの保存方法というのは町独自も調査、研究をして、やはりそのようなことができないのかなと思うんですけれども、

再度お聞きしますけれども、これは企業秘密だといってこのままにしておくつもりか、あるいは町民に広く道つけていくのかをお聞きをしたいと思うんですけれども。

○議長（河合永充君） 農林課長事務代理。

○農林課長事務代理（河合淳一君） この保存方法でございますが、できるだけ秘密にならないような方法で伝授していただける方法を考えていきたいなと思っております。説明をしていただけるかどうかちょっとはっきりお答えできないですけれども、できるだけ幅広く皆さんが保存できるような形で進ませていただきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 企業秘密かもしれませんが、やはり町当局に前向きに取り組んでいただきたいというのが私の願いでございます。

そしてまた、これ保存方法はこれで置きますから前向きに取り組んでいただきたいということを要望しまして、次に環境課長にお尋ねします。先ほどの答弁の中で自然エネルギーということですね。

かつて私もこの本町で生まれた人間ではございませんけれども、よそで生まれたときに、ツバキの実、そしてこの油桐、これを全部、かつては戦後の物のないときにご婦人方が油に使っておったんですよ。だからそういうふうなことも含めて非常に油気というんですかね、油脂部分が多いのかなという思いでございますけれども。

やはり本題はバイオマスということから、本町の木であり本町の特産の木として、今後バイオマスのほうにも力を入れて研究をして自然に優しいエネルギーを

つくっていただきたいな。それでできることならば、せめてこの油桐の木を河川公園ぐらいに植樹、移植できんのかなという思いもちょっと、それはまた後の問題として話ししていきたいと思いますけれども、一応時間も来たそうでございますので、議長がよういらんでおりますので私の質問はこれくらいにしておきたいと思います。ありがとうございます。

そして一つだけ、申しわけございません。総務課長にお聞きしたいんですけれども、この4月で退職される職員はどれだけぐらいおられるかな。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 一般職で9名、そして保育士で3名、今のところ以上でございます。

○議長（河合永充君） 14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 9名の一般職の方と3名の保育士の方々、長い間本町の、言うならばご尽力いただきまして、今後も退職後もやはり本町の発展のためにご尽力くださいますようお願いをし、また長期間にわたり本町のために働いてこられたということを御礼を申し上げ、慰労を申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

○10番（上坂久則君） すばらしい質疑だったな。

○3番（金元直栄君） 最後だけや。

○議長（河合永充君） 次に、8番、川崎君の質問を許します。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 今回の質問につきましては2つの事項についてお伺いいたします。

1つは、旧上志比公民館を多目的屋内運動場にとということです。2つ目が、定住を促進する宅地造成事業、空き家活用の促進をとということでお伺いします。よろしくご答弁のほどよろしくお願いいたします。

最初に旧上志比公民館を多目的運動場にとということで、この旧上志比公民館、その前は上志比小学校の体育館ということでした。この建物の経緯、いつごろ建ったのか、途中の修繕はどうであったのかといったようなこと、そして現在の状況、課題、それに対してどう考えておられるのかということをお伺いします。

それから2つ目に、この旧上志比公民館の使用状況、それからどういうぐあいな管理をされているのかといったことについて、あわせてこれも課題、施策、課題があればどう対応していくのかということについてお伺いします。よろしくお

願います。

○議長（河合永充君） 上志比支所長。

○上志比支所長（茶谷重敏君） 旧上志比公民館につきましては、体育館部分が昭和41年に、それから教室棟部分が昭和46年に上志比小学校の校舎として建設をされております。昭和57年に小学校が現在の所在地に移転建築されましたために、旧校舎は公民館として使用されてまいりました。平成8年には体育館の床を削りまして補修を行っており、平成15年に外壁などの改修工事を行っております。しかし近年、施設の老朽化が進んだこと、あるいは耐震診断がされていないことから、平成21年度よりこの施設での公民館を廃止し、支所の庁舎に公民館が移されました。また、隣接する元運動場部分の土地につきましては、平成21年度に賃貸を廃止しまして所有者に返還をしております。

なお、公民館の移転に伴いまして、この建物の管理が生涯学習課より上志比支所のほうに移管をされました。

使用状況につきましてでございますが、公民館の移転後も教室等の1階の一部につきましてシルバー人材が事務所として使用しておりました。しかし、平成23年度より使用をやめております。体育館部分につきましては、公民館移転後も2つのクラブが使用を希望をされたために週に一度程度使用を継続しておりました。しかし、昨年10月に生涯学習課の調整によりまして、一つのクラブは他のクラブも使用しております上志比小学校の体育館に移動をいたしております。残りの一つのクラブにつきましては、本年3月をもって使用を停止するという予定になっております。

施設の維持管理につきましては、消防設備と電気工作物の保守点検業務を現在委託をしております。そのほか、電気料や水道料の経費や借地料が必要となっております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） まず建物ですけれども、途中、床の工事とか、それから外壁の工事、一番の課題は耐震ということであろうかと思えます。

これは具体的に耐震の診断をしたとか概算の見積もりをとったとかといったような経緯はあるのか。また、その耐震のための費用はどの程度であるのかといったようなことをつかんでおられるのか、この点についてお聞きします。

それから体育館の大きさ、これどれくらいなのか。先ほどソフトバレーボール

で使っておられたということで、わかりやすい表現であればこのバレーボールのコートがどれくらいなのかといったようなことを少しつけ加えていただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 上志比支所長。

○上志比支所長（茶谷重敏君） 施設の耐震診断につきましては現在までされていないというふうに聞いております。そしてそういうことからその耐震性の程度等も判明しておりませんので、それに要する費用等も現在のところはっきりはわかっていないというのが現状でございます。

それから体育館の面積でございますが、体育館部分につきましては661平方メートルとなっております。ちょっとバレーボールが何面かというちょっと今わかりかねますが、面積としましては661平米ということになっております。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 現状を大体把握できたと思います。要は、この3月いっぱいソフトバレーボールで使っておられるグループは使用を取りやめということで、いよいよ休止状態、遊休状態に入ることによろしいのかなと思います。

それでこれからの継続使用なのか、はたまた取り壊しするのかといったようなことがどういう考え、どういう計画にあるのかということをお伺いします。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 教育委員会のほう、生涯学習課のほうからお答えさせていただきます。

平成21年度より公民館としての利用を取りやめ、公民館講座及びスポーツ少年団等町登録の団体は、上志比支所及びサンサンホール、上志比小中学校での活動をお願いいたしております。よって現在、旧上志比小学校は、教育委員会においては安全面を考慮し使用不可、閉鎖対応としているところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） ずばり取り壊しするのかという、ちょっと問いかけだったんですけども、そういう計画はないと。もう利用もないということで取り壊しますよという計画はないんですね。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 今のところ、取り壊しの検討は進めておりませんが、耐用年数等々を考えますと今後考えなければならないかなと思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） さて、状況が把握できたわけですがけれども、いよいよこれから一つの提案に入ります。

先ほど私の前の前の金元議員のCAMU湯はどうなるのかという質問の中でもとらえられています、使用目的を終わった施設はどうするのかといったようなお話があったかと思います。そのことに対して、町当局のほうは具体的な提案は出せないにしても、これから公共施設のあり方について十分に検討するというところで、総務課長のお答えの中には行革の中のしっかりしたテーマに上がっていますよということです。副町長は十分に検討するというお話がありました。まだそのやりとりの余韻が残っているわけですがけれども、早速ですがけれどもこの旧上志比公民館につきまして一つの提案をさせていただきたいと思います。しっかりと受けとめて話を進めていっていただきたいと思います。

通告にも書いてありますように、多目的の運動場、グラウンドですね。床を取り払ってグラウンドとして使うということで多目的屋内運動場としての利活用を提案させていただきます。これにつきましては、ゲートボールをやっておられる方からこういったご意見も聞いております。

この提案について少しイメージを固めていきたいと思います。一体多目的ということ、どういうスポーツに使うのかということです。今お話しさせていただきましたようにゲートボール、それからちょっとテニスができるかどうか。先ほどその大きさによって可能かどうかわかりませんが、そういったスポーツ、それからペタンク、こういったようなコートで行うスポーツを対象に考えております。それから、あとはご存じのように野球の練習。これは試合形式の練習はともできませんけれども、ピッチングの練習。特にこの冬期間、そういう練習を行う場としても使えるんじゃないかなと思います。さらにスポーツを離れて小規模のイベント、こういったものにも当然利活用が考えられます。

それからもう一つ、この屋内というところですがけれども、やはり北陸の雨天、雨が多いということ、それからちょうどこの今のシーズン、冬期間どうしても屋外のスポーツはできないと。雪の中でゲートボールは不可能です。こういったような雨天時、それから冬期のシーズンにスポーツができる全天候屋内運動場といったような使い方になります。こういった場合には、この施設については、町内にはこういう屋内運動場は今存在しておりませんし、これができ上がれば永平寺

町に屋内運動場がありますよという状況になります。

さて、じゃ、一体この多目的屋内運動場をつくったとして期待できる効果ということですか。逆な言い方をすれば、この多目的運動場をつくる目的ということにもなります。今ほど申し上げた、繰り返しにはなりますけれども、まずスポーツの振興、当然健康保持増進につながるということですか。これはオールシーズン対応できるということですか。パブリックコメントが行われております第5期の介護保険事業計画、老人福祉計画の中にも、やはり元気で健康な高齢者のために健康保持増進ということがはっきりとうたわれております。スポーツ教室の充実といったような具体的なところが上げられております。こういった具体的な施策として非常に有効に働くんじゃないかなと思います。

それから2つ目ですけれども、唯一の屋内運動場ということですか、上志比、永平寺、松岡を通り越してというんですか、全町の施設であるということですか非常に利用効率も上がるんじゃないかなと思います。これが仮に床のままの体育館で残すということであれば、その床つきの体育館というのは結構あちこちにあるわけですから非常に利用が分散されてしまうということですか。屋内運動場というところで利用価値を高めていくということが一つのポイントかなと思います。これは後ほど出てきます耐震工事、それからいろいろと改造工事、投資があるわけですがけれども、当然その投資対効果といったようなところで非常に有力な利用率の高さといったものが項目になるんじゃないかなと思います。

それから3つ目ですけれども、今回の一般質問の中でもとらえられております健康福祉施設、これも今、旧上志比公民館というのは健康福祉に近いところにあります。この施設ができることによって、この屋内運動場ができることによってやはり両方の相乗効果といったようなことも十分に期待できるのではないかなと思います。

以上、今の時点で提案する私の立場としていろいろと申し上げました。もっと具体的に定数でとらえてその効果も提案できるとよかったですけれども、ちょっと今回の提案はそこまでには至っておりません。以上の提案について、担当課及び町長の見解、お考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 多目的屋内運動場としての利活用は、町内にこのような施設がないことを考えますと、関係する種目の愛好者にとって大変喜ばれるものと思います。



現在、テニスに関しましては、ふれあいセンターでテニスコートのラインを引いてございますので、冬期間はテニスコートがここでは5面とられております。それと野球の練習なんですけど、各小中学校でキャッチボール程度は中でやっていたりしているような現状がございます。また、ペタンク競技に関しましては鉄球を使わない普通のペタンクがあるかなと思います。これも屋内体育館のほうで可能かと思います。

またその他、ゲートボールとか小規模の各種イベント等につきましては確かにこの多目的屋内運動場を使うことは有意義なことかなと思いますが、現実を使用することとなりますと安全性を考慮し、耐震補強工事が必要であると思います。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 旧上志比地区の今の施設のお話ですけれども、現状のままといいますか現況で考えますと、先ほど申し上げました公共施設のあり方を検討していく過程の中では恐らく休止だとか廃止といった考え方に至るような施設かなと思っておりますけれども、今のせつかく議員さんの提案をいただきました新たな使い勝手がないのかというふうなことでございます。

そういうことになりますと、やはり今申されたような施設の使い勝手に対する住民のニーズがどの程度あるのかどうか、あるいは幾つか申されました期待される効果としてどの程度の効果が期待できるのかといったことと、どのくらい投資をしていかなければ扱えないのかといったことを比較検討する中で、その施設を今後どうしていくのかといった話は十分検討をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） おっしゃるとおりで、やはりこれは住民ニーズという裏づけが一番大事であって、それから適正な事業であるのかどうかといったようなところは当然必要だと思います。ニーズがあって、そしてよく言われるんですけども、やはり有効に使いますとそれが一つの種（シーズ）となっていていろんな効果が出てくるということです。これはよくご存じだと思います。

今副町長言われましたように、一つの事業として、今ここで否定的に「いや、それはもうだめです」と言うのではなくして、今おっしゃったように事業企画から事業規模、そして具体的な予算といったようなところがあるかと思いますが、そこは精査していただいて、ぜひとも前向きに取り組んでいただければと思います。

ということでとらえさせていただきます。

それでは次に、2つ目の定住を促進する宅地造成事業、そして空き家の活用の推進というテーマに移ります。

このテーマにつきましては、せっかく事前通告でお知らせしたんですけれども、きょうの午前中の多田議員のほうでとらえられております。この24年度から新たな取り組みとして定住促進の取り組み、一体どのような制度なのかという質問を準備していたんですけれども、これは午前中に十分説明されておられますので省略させていただきます。

今回、若者定住促進支援制度ということで設定されて3年間取り組むということです。この制度の説明の中にも「新たに住宅を購入、新築する場合に」という前提というんですか、そういう文言があります。やはり多田議員も言われたように、宅地、住宅の整備というものは切っても切り離せない状態ではないかなと思います。新築する住宅、これは何も町のほうが提供するといったような物件ではなくして民間の住宅を購入した場合にもこれは当然適用されるものだと思いますけれども、計画的に非常に環境のいい、また廉価な安い宅地、住宅を提供することになれば、やはり行政の一つの事業としてあわせて取り組んでいかなければいけないんじゃないかなと思います。

この宅地造成事業につきましては、これまでいろんな一般質問の中でもとらえられています。私も一昨年ですか、志比北小学校の複式学級の解消ということでお話をさせていただきました。その中で町長のほうからのご答弁の中に、やはりその小規模の宅地造成といったようなものは一つの有効な手段になりますよというお話も伺っております。昨年の12月の議会の一般質問の中でも人口の減少が続いているということで、酒井議員、そして渡邊議員お二方も確認されております。やはり宅地造成といったような話に展開しております。昨年の決算特別委員会でも、定住促進事業について今後の計画を検討しているのかという確認に対しまして、栗住波区のような安価な分譲価格で販売するために造成地の用地取得費等を含めた造成事業費を抑制することができるかどうか大きな課題となるということですね。今後については、造成地の用地取得等を含めて地元のご理解とご協力が必要なことから十分に慎重に計画する必要があるということで回答を得ております。やはり用地の取得ということで、きょうの午前中の話の中にも一つの課題として出ております地元の盛り上がり、これがやはり大事だということです。

地元のそういう盛り上がりということで一つお願いしたいのは、やはり行政の

ほうからもこれまで宅地造成を行っております。西野中の例、それから栗住波の例、こういったような事例をひとつ皆さんに説明していただいて、そしてやはり用地というものがある一つの課題ですと。用地提供ですね。

さらには、造成費を考えた場合にその費用を圧縮するために、一例として耕作放棄地を何とか利用しようという提案もあります。ただ、こういう傾斜の強いところでの造成というのは費用がかかるということも聞いております。となると、田畑を提供しようということになりますと優良な田んぼ、そういったような提供といったようなことをより具体的にどういった範疇でどういった心づもりで協力していかなくちゃいけないのか、提供しなくちゃいけないのかというようなところもアナウンスをしていただきたいと思います。やはり宅地造成の事業というのは行政の一つの大きな事業ですから、事業主体ということで積極的に取り組んでいただきたいと思います。お願いします。

午前中の多田議員のお話で町長お答えいただいたんですけれども、重複しますが、もう一度町長のお考えをいただけたら幸いかなと思います。よろしく申し上げます。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 24年度予算で若者定住促進事業ということで制度を創設いたしました。先ほども申し上げましたように、特に志比北地区あるいは上志比地区の世帯数はそんなに変わっていないんですけれども、若い人がとどまっていないというんですか、そういうふうな状況にあると思います。そのために、やはり若い人に住んでいただくような、そういう施策が大事だと思います。

それで宅地造成も一つの考え方でありまして、申し上げたように、栗住波も全部16戸入っていただいておりますし、それから松岡西野中も19戸全部入っていただいております。それなりに人口といいますか、人数がふえてきておりまして非常に効果があったと思っております。志比北地区につきましても、ことしは小学校の生徒の数が44人です。来年度というか4月からは40人になります。大体40人ぐらいでとまるのかなと思っておりますけれども、これでは非常に少ないということですので何とか若い人に住んでいただいて子供たちが北小学校へ通っていただく環境をつくりたいと思っております。

特に今お話しのように、これから若い人が土地を求めるのは、やはり魅力といいますか、条件的に近くに学校があったりあるいはいろいろなことが一つの条件だと思っておりますし、日当たりのよい場所でなければならぬと思っておりますし、いろんな

条件的にいい環境の中でそういう宅地造成を行うことが非常に大事だと思っております。それで時々志比北地区においてもお邪魔したときにはいろいろな話をさせていただくんですけども、やはりそういうまとまった土地を提供していただくということが非常に大事であると思っておりますので、これからもそういうことも含めてお話しできたらいいなと思っております。時々運動会にも行きますしいろいろなお話をさせていただいております。

それでこれは地域全体で考えていただくということが非常に大事でありますので、そういうことも含めて何とか力を入れていきたいと今考えております。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） ありがとうございます。

それではもう一つ、住宅の提供ということでもう一つの事業があります。定住促進のための空き家の活用という事業です。これは当永平寺町でも具体的に志比北地区でも一昨年より取り組んでおります。

ここでもう一度、一体その空き家の活用はどのような取り組みでどういった状況になっているのか。どういった状況というのは、そういう取り組みをやった結果、今空き家の登録状況はどれくらいあるのか。そしてまた、その空き家を利用するというニーズ、要望がどれくらいの状況なのかといったようなこと。そして取り組んでいく中でやはり課題が出てくると思うんですよね。そういったようなものはどうとらえているのかということです。町内、いろんな地域での差はあると思うんですけれども、かなりのスピードで空き家がふえているといったような状況かと思えます。話戻りまして、その空き家の活用といった事業について今申し上げた内容でご説明をお願いいたします。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 町では、平成22年度より空き家を利用できないかを検討し、地区から21件の情報提供をもとに空き家の状況を確認しております。これは、北地区9件、それと年末、区長さん方からの情報をいただいたのが12件で合計21件となっております。

本来、空き家の利用としての条件は、空き家となって経過年数が少なく、多額の改修費用を投資することなく生活環境が整えられることが求められます。現在町が確認している空き家では老朽化がかなり進み、多額の改修費用がかかることから、現在、空き家としては適さないと判断しております。

次に、定住希望者のニーズでも、すぐに住めること、従来使用しておりました

家財道具の撤去、上下水道設備の完備等が上げられております。

そのほかに、登録としまして、福井県でも市町と連携を行う空き家情報バンク制度がございまして、現在、町内において3件の登録がございまして。

次に、課題といたしましては、先ほども申しましたとおり空き家のほとんどが老朽化が進んでおり、本来の空き家利用としての現実と乖離しております。定住希望者が居住したくなるような生活環境を整えようとする大きな改修費用がかかることから、今後、空き家を活用していくためには空き家の内部状況を十分把握し、提供の判断をしなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） かなりその老朽化ということでなかなか事業に合った建物というのが苦しいといったような状況かと思えますけれども、先ほど申し上げましたように結構空き家というのがありますので、どんどん調査を進めていただいでできるだけ有効活用、そしてそれが若い方たちの住居として活用できれば一番いい話だと思います。

この空き家の活用ということで、今のところこういう事業をやっていますよ、それから空き家の情報は、こういう空き家がありますよという、そういうPRというのはどの程度やられているんですか。例えば町のホームページにありますよということなんですけれども。ちょっと私、ホームページをのぞいてもそこら辺が見えてこないんで、そういったような状況はどうなっているのかということ。これは積極的にPRしてくださいというお願いにつながると思うんですけれども、ちょっと説明をお願いします。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今のPRの件ですけれども、これは議員さんがおっしゃるようにホームページのほうにも記載されておりますし、また、福井県の空き家情報バンクのほうをクリックしていただくと永平寺町の物件のほうも見られるようになってございます。

以前から広報等でも情報もいただくようお願いはしておりますので、今後とも、やっぱり町内の空き家のあり方を再度検証しながら、いかに皆様に利用していただけるような空き家があるかどうかということも含めて情報収集並びに物件の調査にも検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） ちょっとこの空き家の事業の取り組み、せっかくですので我々議会のほうで視察をしております。ここにありますのは珠洲市ですね。昨年11月に視察に行っております。珠洲でも相変わらず人口減ということで、何とか若い人たちに住んでもらいたいということです。いろいろと定住促進の事業があるわけですが、一つユニークな取り組みを紹介しておきます。

能登で暮らすといったようなこういう印刷物が出ているんですけども、この中にちょい住みというんですか、短期間滞在するというので、ちょっと田舎暮らししてみようとかいろいろな理由があって都会から離れていろいろと地方で暮らしたいといったときに、例えば11日間暮らしてみようとか、それから1カ月間暮らしてみようとかというような仕組みがあります。最長31日間入居できますよということです。もちろん有料で、11日間住むと賃料で1万2,000円が必要ですよといったようなモデル住宅というんですか、こういうふうなものをやっております。一つのきっかけをつくるということです。これも恐らく関西、関東のほうにPRしているんじゃないかなと思います。

それからもう一つ、滋賀県の高島市ですけども、ここではいろんな助成が行われております。高島市若者定住促進条例ということで、今回も若者定住支援制度を当町でも取り組むんですけども、高島市のほうでは定住住宅リフォーム補助ということで、これから定住する、空き家に住むといった場合にその住む方に対しての助成金を出すと。

それから2つ目が空き家リフォーム補助ということで、今度は来てくださいということで空き家の持ち主の方がリフォームして積極的に、お客さんというんですか住民を募集すると。そのときのリフォームの補助も行いますよということです。それから当町でも取り組みます新築住宅取得補助といったようなことも制度があります。

それで、その助成金につきましてはいろいろとあります。例えばリフォームするのに限度額50万円を払いますとかということなんですけれども、一つユニークなのが、その地域通貨で5年間均等でお支払いしますということで、高島市で使えるアイカという地域の通貨、これを助成金としてお支払いすると。当然高島市での消費につながるというふうなことで、助成金のシステムとその助成金をいわゆる地域の消費拡大というふうなことで、これは実は商工振興課というところで取り組みしているものです。いろんな補助金につきましてはその地域通貨

でお支払いするといったようなユニークな取り組みをやっているんじゃないかなと思います。

それから、ここまで心遣いをせないかんのかなということなんですけれども、この1冊で弘川区がわかるということで、例えばめでたいこと、それからお葬式のこと、お通夜にはどんなふうにして行くんですよとかという、その地区のいろんなしきたりというんですかルールブック、こういったようなものをつくっております。これで見ただいて、ちょっと住んでみようかとかというトリガー、きっかけになるんじゃないかなというようなものです。こういったものを行政とその地区の人たちがつくるということで、やはり自分の地区を大事にしたい、皆さんに来ていただきたいという一つの地域の盛り上がりにもなるんじゃないかなと思います。こういったもの、それからこういうパンフレットは、滋賀県の高島市は大阪、京都が近いですから積極的に具体的なパンフレットをつくって高島で暮らしてみませんかといったような非常に積極的な呼びかけをやっているということです。

こういったことは恐らくどこの行政もやっていると思います。綱引きの世界になると思います。いろんなアイデアを取り入れて積極的に取り組んでいただきたいなと思います。せっかく視察に行きましたので、何か一方的な説明になりましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

15分より再開いたします。

（午後 4時05分 休憩）

---

（午後 4時15分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、16番、上田君の質問を許します。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） それでは、私のほうから通告に従いまして一般質問をさせていただきますと思います。

今回用意させていただきましたのは3つの質問であります。時間の関係もありましてきょうは1問だけになるかもしれませんが、一応3つの質問を用意してお

ります。

まず1点目、コミュニティバスの利用、その充実に向けてオンデマンドバス（予約制乗り合いバス）の検討ですが、ぜひこれの検討をしていただけないものかなというのが1点目であります。

2番目、これは3・11の大震災の後、福島第一原子力発電所の事故に伴って国のほうも再生可能なエネルギー、多角、いろんな方面からのエネルギー施策というのを模索せないかんというふうなところから再生可能エネルギーの地産地消に向けた取り組みをとということが1点です。これは今年度の新年度の予算の中にも組み込まれております。

3点目です。同僚議員がいろんな形で質問をされておりますが、消防救急体制の今後の方向性ということで先月もさせていただきましたが、今回また新たに付け加えてさせていただきたいと思えます。

この3点を用意しましたので、よろしくお願ひしたいと思えます。

まず1点目です。コミュニティバスですね。その利用充実をしていかなあかんなど。これは、そのためにも今後そういうことが必要になるだろうという見解からオンデマンドバスの導入を考えた検討にぜひ入っていただけないかなというふうな思いからこの用意をさせていただきました。

住民の方々の移動手段、これは時代とともにころころずっと変わってきているんですが、戦後、それから戦前も含めて昭和に入ってからでも大分変わってはおりますけれども、その移動の交通として公共交通、これは電車、バスが、戦前も含めて昭和が中心になっていたかと思えます。戦後、いろんな形で自家用車の普及、そういうものから電車、バスの利用状況が下がってきた。移動手段が変わってきたということもあります。特に福井県の場合はいろんな生活環境の中から自動車の普及がなったわけです。それは裏を返せば公共交通機関がきめ細かくなかった。これはその地域の都市化とかによっても決まるわけですけども、そういうことで衰退を余儀なくされたと思えます。一家に1台から、今では1人に1台。私も子供4人いますけれども、4人おれば子供4台分と私ら夫婦の2台分、合計6台持つような形になります。それはどこのご家庭でもそうかと思えます。そういうことで、まずバス路線の撤退または減便が至るところで始まりましたということです。

当永平寺町の場合は、京福電車が事故を起こしまして結構長い期間電車の便がなくて、代行のバスの運営をされました。それからその後、永平寺線の廃線が決



まったわけですが、そういう形で公共交通機関が撤退をやむなくされた。そこで結果的にですが、その移動手段の弱者と言われる方々が高齢者の方ですね。そして通学をされる子供たち。というのは、裏を返せば運転免許証を持っていない方々の移動手段が非常に困ってきたというふうな形が見受けられます。それで交通弱者の方にしわ寄せが来たわけですがけれども。

そこで、これは全国的にですが、その代替交通手段を、同じ文明の利器、そういうものが必要な中から子供コミュニティバス、そして福祉バスの運行が全国的に実施されてきました。これは住民のニーズとか時代が要求したものだというふうに思っております。合併前にはそれぞれ、言いますと上志比、永平寺、松岡、それでコミュニティバスまたは福祉バスの運行がされておりました。そして合併後もそれぞれの地域をルートの網羅する同じようなバス形態になったかというふうに思います。その後いろんな中から私も松岡の役場へ来たり東古市へ行くんですが、コミュニティバスに乗客が一人もいないというふうな形の、時たま見られます。これは、ここにちょっと質問の中に書いたんですが、全国的に「空バス」とか「空気バス」というふうな形で比喻されるような言葉が全国的に、そのコミュニティバスの運行に対しての柔軟な対応、また利便性の向上の中から生まれてきた言葉だというふうに思います。

そこで、当永平寺町のコミュニティバスの状況を見ますと事務報告の中に出ております。ざくっと見ますと、19年、20年、21年、22年、4年間ちょっと見ました。それぞれの地域性はあるんですが合計で、4万9,430人、4万9,126人、4万9,187人、そして22年は5万161人という形であります。その地域の中で、松岡は5ルート、永平寺は6ルート、上志比は8ルートになります。永平寺の場合は、志比南地区については京福バスが運行されている関係からそこはコミュニティバスがなくて、京福バスの路線バスでまずは対応をしているという形になります。費用も、約ですけども、3,400万、3,225万、3,300万、3,700万という形で利用状況が事務報告書の中に載っております。

そこで私質問をさせていただきたいのは、ここにも書いてあるんですが、利用時間ですね。コミュニティバス、朝とお昼ごろと夕方となっているんですが、その利用時間とその利用者の層。例えば朝の便はだれが利用しているのか、そしてどういうふうな形での利用があるかという点ですね。

それから2番目、ルート別。いろいろあるんですが、例えば1日に何人そのル

ートに乗るんかねとか、また一便に何人かなど。これも次のオンデマンドの体制をとるためには細かく調べたほうがいいと思うんですが、できれば時間帯であるとか朝夕の便、お昼の便、それから曜日でどう違うかということがわかればお知らせいただきたい。

それから経費の状況は、先ほども言いましたようにほとんど3,400万近くが必要です。あと複式契約、3年契約でしたかね、になりますので、そこで若干費用の抑制はされますが、そういうことがあるか。

それともう一つ、車で町内を走っていてわかるんですが、福祉バスが走っています。これは当然それぞれの地域の施設、例えば永平寺のほうでは飯島にある施設、それから上志比であれば上志比の施設、松岡であれば松岡、それぞれの施設の間で社会福祉協議会または町のいろんな形で福祉バスが利用されています。それもちょっと調べましたが永平寺の が載ってなかったんで。これは社協かが委託されているからですかね。事務報告に載ってなかったんですが、施設利用者ちょっと関係するんだらうと思うんですが、施設利用者はそれぞれほぼ横ばいという形で、松岡は、19年、20年は2万三、四千人、それから21年、22年は3万7,000人ぐらい、それから上志比は3万から3万二、三千ぐらいがその施設を利用しています。その方々が福祉バスで動いているんじゃないかなというふうに思います。

そういう中からコミュニティバスの利用状況について、わかったらお教えいただきたいというふうに思います。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） コミュニティバスの利用状況でございますけれども、平成22年度の状況について申し上げます。

平成22年度の町全体の利用者は今ちょっとおっしゃったと思いますが、5万161人でございます。松岡地区が2万7,481人、永平寺地区が1万827人、そして上志比地区が1万1,853人ということになっております。

この利用時間帯でございますけれども、これ全体的な話ですけれども、朝の9時までに約2割の方が利用されます。そしてその後、9時以降お昼までが3割で午後12時から5時ごろまでが5割ということで、午前午後、5割5割ぐらいの利用をされているということでございます。

この22年度の5万161人の大方といいますか、今うちのほうで分析しますと7割の利用者が、これは層としてですけれども、70歳以上の方が占めている

ということでございます。地区によって違いますけれども、あるいは冬期と夏期によっても違います。特に上志比地区等では、これは1年を通してですが幼稚園の園児が利用をしております。また、松岡地区あるいは永平寺地区では特に冬期間に小中学生の通学等に利用をされていると。

そういうことで、ちょっと1年を通してこの時間帯あるいは利用層というものがなかなかはっきりできませんけれども、今私どもが分析している中ではそういう状況になっております。

それから永平寺の南地区の、特に高齢者の方を対象といたしまして飯島の老人福祉センター、ここへ直行便という形で今社協に委託をして福祉バスという形で運行しております。これについては1日3往復しております、平均いたしますと約30人程度の利用があるというふうに聞いております。また、南地区については京福バスが走っておりますので、これを小中学生あるいは一般の方が利用していただいて、このコミュニティバスの運賃との差額について全額町が補てんをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私、ここでそのコミュニティバスの状況を調べていただいたのは、例えば朝夕はどうしても通学の方が利用するのが多いんじゃないかな。いろいろちょっとお年寄りに聞いても、午前の中の便と午後2時か3時ごろの便はお年寄りの方々が、例えば医者に行くとか買い物に行くとか、そういう形で結構使っていらっしゃるねというふうな形です。そういうふうな中から、ある程度その場合場合によってコミュニティバスを利用されているんじゃないかなというのが1点あるというふうに状況からわかるんじゃないかなというふうに思います。

それと、一つ調べた中での、後でもちょっと高浜町を例に出すんですが、例えば高浜町も4人中3名が女性の方というデータが出ているそうなんです。永平寺町もその高齢の70歳以上の方の利用状況を見ても多分女性の方が結構多い部分を占めているんじゃないかというふうに思います。それはちょっと数字の中でそこまでは把握できないと思いますが、よその町ですけれども、そこを調べた結果ではそういう形になっていましたよということです。後にもちょっと触れたいと思うんですが、結果的にその70歳前後のお年寄りの女性の方は割と免許証を持っていない方ですね。結構元気な健常者の高齢者の方の移動をどうするのかと

いうところから、その女性の方が多いなというふうな形になろうかと思えます。  
また後でもちょっと若干触れていきたいと思うんですが。

それと、いろんな形で高齢者の方が移動手段をされる中でもう1点あります。  
それは福祉サービス事業の中にある外出支援サービス。これはどちらかという  
健康な方もあれですけれども、要支援の方とか、まずある面では介護までもい  
かないですけれども必要な方々が利用されている。また、同じ高齢者の中でもその  
利用形態の中で外出支援サービスの状況があるかと思えます。これも先ほど言  
いました事務報告の中から見ますと、ちょっと制度が変わったんで19年度と20  
年度は人数が違うんですけれども、19年度はちょっと比較できないのであれし  
ますが、利用者が、20年度は3,485人、21年度も3,509人、22年  
度4,323人ということで、費用は、1,330万、1,387万、1,70  
0万という形で利用されているというふうに今載っております。

そこで、利用者の利用状況というところで、当然対象の方がどういう方々か  
ということもわかるといいんですが、それと利用の内容ですね。これは多分お医  
さんへ行くのが主だと思うんですが、そのわかる範囲でお知らせいただきたい  
というふうに思います。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） お答えさせていただきます。

まず外出支援の利用層でございますけれども、平成21年度までにつきましては  
は、介護認定者の在宅者が通院、それから介護施設等の利用に月4回利用でき  
ました。平成22年度からは、75歳以上の虚弱な方も対象に拡大をさせていた  
だきました。そのために利用者がふえている状況でございます。利用者の多くは後  
期高齢者、75歳以上の方々でございます。

数字につきましては事務報告のとおり、今議員がおっしゃったとおりござい  
ます。

金額につきましても同じでございます。内容としましては、1人月4回で通院、  
それから介護施設への利用、個人負担は4分の1でございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ありがとうございます。

今この2つを例に挙げました。これは同じように、高齢者の方々の移動手段の  
中でコミュニティバス利用者の対象者と、今言う福祉、ある面では介護とか要支

援、またさつき虚弱等ありましたけれども、ある程度支援が必要な方々の通院とか、それからそういうところを使うときの外出支援サービスの利用状況をお聞きしたということです。

その中から見えてくるのは、先ほど言いましたように、朝夕の時間帯は学生が結構利用されている。それは交通弱者の子供たちが利用する。そしてお昼はどちらかというと高齢の方々、特に女性の方が多んじゃないかなというふうに思うわけですが、そういう方が利用されている。これはなぜだろうなというふうに見ますと、後期高齢者、70歳以上の方が主になると思うんですが、女性の方が多いいというのは、人数も多いんですけども、免許証をお持ちでない方がやはり一番利用されているんじゃないかなというふうに思います。それからその利用のニーズによって健常な高齢者の方、それから介護の支援とか、または介護が必要な方々が使う外出支援サービスの利用状況。そういう形で、ある面では今後は町もその利用負担またはその利便性 ですね、そういうものがやはり問題になってくるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、今度ちょっと方向を変えまして、当町の人口と高齢者の割合、また今後のそういう形の見通しがどうなるかというのをお聞かせいただきたいというふうに思います。ちょっと調べてはあるんですが、一応お知らせください。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） これは第5期の介護保険計画の中の3ページから5ページに記載されています。国勢調査に基づいた資料でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。国勢調査なので5年に一度の資料ということでお聞きを願ひしたいと思います。

平成12年の総人口が2万1,182人、それから前期高齢者（65歳から74歳まで）の方が2,516人、後期高齢者（75歳以上）が1,853人です。平成17年、これ順番に行きます。総人口が2万764人、前期高齢者が2,353人、後期高齢者が2,374人。平成22年に人口が2万647人、前期が2,280人、後期が2,759人ということで、人口は減っておりますが後期高齢者はふえており、高齢化が進んでいるという状況でございます。

それから世帯につきましては、これも国勢調査の資料でございます。平成12年が総世帯数6,584世帯、平成17年が6,564世帯、平成22年が7,211世帯と世帯数はふえております。65歳以上がいる世帯、これが平成12年2,903世帯、平成17年が3,906世帯、平成22年が3,238世帯

と高齢者の世帯がふえているという状況です。

それをなお詳しく見ますと、その中で高齢者の単身世帯、これはひとり暮らし世帯ですね。平成12年が266世帯、平成17年が330世帯、平成22年が431世帯とひとり暮らし世帯がふえている状況です。それから高齢者のみの世帯、これは老夫婦ですね。平成12年390世帯、平成17年479世帯、22年566世帯、これもふえている状況です。その他の世帯ということで、これは65歳以上の方が若い人と一緒に過ごしているという世帯です。平成12年が2,247世帯、平成17年が2,287世帯、平成22年が2,241世帯となっております。

以上のように総世帯数はふえており、高齢者、ひとり暮らし、それから高齢者世帯の世帯も増加しており、永平寺町も核家族化が進んでいるという状況でございます。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ありがとうございます。

やはり数字であらわれていると思うんですが、人口はそれほど変わりません。今後、例えば5年後とか10年後には人口は、ある面では何とか永平寺町は辛うじてそこは食いとめたいと思うんですが、推定の数字が載っておりました。28年の推定は1万9,406人という推定ですよというふうな数字が町の資料の中にありました。それから見ても、やはり今後老人人口はふえるんじゃないかというふうに思います。

ここでちょっとやはり特筆すべきなのは、前期高齢者、後期高齢者が逆転してきていますね。当然のように後期高齢者がふえてきますね。5年、10年後になりますと私どもがそこに到達するわけですね。そうすると戦後のベビーブームの人がまたごととふえて、これが極端にピラミッドにするとそこあたりがぐっとふえる形になって、この数字はちょっと出ておりませんが、結構大きくなる。2030年には3人に1人が当然高齢者であって2050年あたりには5人中2人、約半数近くが高齢者になるというふうな、これは全国的な統計の中に出ています。そういう中から高齢者の方がどんとふえてきて、いろんな形で社会問題も出てきますしそういう問題が出てくるんじゃないかということが出ております。

それで、この前、新聞に運転免許証返納というふうな記事が出ておりました。これ見ても、やはりコミュニティバスの利用がされた時分、それからそれに対して補助をした時分、そういうことによって返納者がふえてきました。それからお

年寄りの交通事故の問題、それから運転に対して不安なところ、そういうふうなところからその返納者をやはり地域ぐるみまたは社会として見ていかなあかんのじゃないかなというふうなことがこの新聞の社説の中に出ておりました。これは警察署のほうからも出ていると思うんですが、そういう意味で、そういうふうな形で運転経歴証明書を出してそこでいろんな対応をしたほうが、社会的なそういう問題を解決していかなあかんし、また今後はやはり考えなあかんのじゃないかというふうなことが新聞に載っておりました。

それで、ここにちょっと質問の中に書いて、わかるかわからんかあれですが、現在の高齢者の運転免許証取得状況とか返納状況というのはわかりますかね。ならちょっとお聞かせください。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 高齢者の免許証の取得状況でございますけれども、65歳から74歳までの男性が942人、女性が547人、合計1,489人です。75歳以上の方になりますと、男性が671人、女性が121人、合計792人と、そういう状況になっております。

なお、これまでの過去5年間で免許証を返納されましたのは、永平寺警察署管内で18人というふうに伺っております。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私これ出させていただいたのは、多分皆さん聞いてわかったかと思うんですが、65歳から74歳、前期高齢者の方は女性も結構持ってらっしゃいますが、75歳以上になると極端に少なくなっています。5年で18人の返納ということは、今までのその利用状況の利便さとか、ある面ではそういうものがないとなかなかそういうものは進まないというのがあります。

そして先ほど言いましたように、私どもが5年、10年たったら女性も男性も100%近く免許を持っている状態になってくる。そういう中でどのようにそういうところを考えていかなあかんのかということですが、先ほど言いましたように、高齢化が非常に進んで、健常な高齢者の方々が運転免許取得ですので、ある面ではそのコミュニティバス利用がどういう形態になってくるのか。

しかしながら、その利便性とか、先ほど言いました運転事故の問題とか、ある面では高齢者の方々が免許を持って運転することが社会的な問題になるかもしれませんし、ある面では生活の中で年金の問題も取りざたされていますが、高齢者の方々がいろんな形で年金生活する中でその自動車を持って、今は働いています

から自動車の経費は十分持てますが、高齢者になって年金生活になったときのそれはどうなのかということを考えると、利用者の利便性、それから町の、例えば費用対効果のことを考えると、ある面では今までのコミュニティバス運行では対応し切れなくなるんじゃないかということが全国的に考えられるというふうに思います。

そこで、またこれも新聞の例なんです、高浜町がことしの4月からオンデマンドの全面をする形になりました。これは昨年から試行的にやっていたんですが、それに踏み切ったという状況です。ちょっと資料を見させてもらいましたら、当永平寺町とよく似た経緯があります。

そういう中から、今後はこれが5年、10年したらどうしてもそういうほうに移行しないと、要はコミュニティバスということイコール健全者も含めて高齢者の方々の足をどう確保していくか。それから先ほど言った免許返納とかそうなったときにどう見ていくかというのがありますので、ぜひそういうことの検討に入っていないかというふうな考えですけれども、それについてご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 今、オンデマンドバスというふうなお話でございます。

結論から申し上げますと、永平寺町でも21年の4月にコミュニティバスの再編をいたしたときに町の公共交通会議でこの手法についても十分議論をさせていただきました。中身も十分承知をしております。

そういうことで、実は今申し上げてきたように、この永平寺町のコミュニティバスの利用状況というのは、やはり永平寺町の地域性あるいは特性というものがございまして。当然高齢者の方が中心でございまして、それに加えて朝夕のえちぜん鉄道との接続、通勤、また小中学生、幼稚園の子供たちの通園通学、こういったことにも十分に利用をさせていただいております。また、お昼の間の高齢者の方々には、病院とか福祉施設あるいはショッピングセンターといったようなところで利用をさせていただいております。

そういったことで、ちょっとこのオンデマンドのバスを運行している地域とは若干その特性が違うということもあります。どちらかと言えば山間部といいますか、そういったところでこれは運行をしているという部分がございます。これまでも利用者の方からは十分にアンケートとか、それからいろんなご意見をいただく中で利用しやすいようなそういう対応をさせていただいております。例えば2



2年からは土曜日も運行をさせていただいておりますし、あるいはその時間帯とかルートといったようなこともお声を聞く中で、地域公共交通会議を開催する中で、変更できるところは変更する、改善をするところは改善をするという形で対応をさせていただいてきております。そういった形で現在は、今永平寺町がやっておりますこういうダイヤを決めて、また停留所も決めて通常の形での運行のほう望ましいと、そういうふうなことになったわけでございます。

また、経費面等も十分考えましたけれども、例えばこれ交通事業者に委託をして行うわけですが、どうしてもオンデマンドにいたしましても、やはり時間から時間までは車両あるいは運転手等も拘束するということになりまして、そういった意味でも経費上も現在の形態とそれほどのメリットもないというふうなこと等を十分把握した上で今現在の形で運行をさせていただいております。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） ありがとうございます。

私も、総務課長言われたように、今すぐこれに利用価値があるかというふうには思っておりません。

ただ、先ほどいろんな数字の分析をさせていただいたかと思うんですが、えち鉄を利用するところでは朝夕のところではやっぱりコミュニティバスが必要ですが、先ほど言いましたように、5年、10年たったときに今まで免許を持っていた方がどういうふうな動きになったときにはその時間帯の中でオンデマンドというのは必要かもしれないということで、ある面ではそのままのルート、バスでいいんかどうかということをご検討いただきたいという意味でオンデマンドのバスの利用の形態、これは当町だけじゃなくて全国的にもそういう話が出てくるかと思っておりますので、ぜひあれだったら検討をお願いしたいなと思ひまして

に取り上げました。

一応1問目はこれで。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

（午後 4時49分 休憩）

---

（午後 4時49分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したい

と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、あす7日は定刻より本会議を開催したいと思いますので、ご参集のほど  
よろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 4時 分 延会)